

令和元年度

情報公開・個人情報保護制度の運用状況

ふじみ野市

総務部契約・法務課

◆◆ 目 次 ◆◆

I 情報公開制度の運用状況

- 1 情報公開請求（申出）の件数 1
- 2 情報公開請求（申出）の処理状況 2

II 個人情報保護制度の運用状況

- 1 個人情報保管等の登録届出状況 1 2
- 2 個人情報目的外利用等の登録届出状況 1 2
- 3 自己情報の開示等の請求及び処理状況 1 3

III 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審査会 1 4
- 2 審査請求の状況 1 4
- 3 審査会の開催状況 1 4

IV 情報公開・個人情報保護運営審議会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護運営審議会 1 4
- 2 審議会の開催状況 1 4

V 会議公開の運用状況 1 5

資 料

- 1 ふじみ野市情報公開条例 3 0
- 2 ふじみ野市個人情報保護条例 3 6
- 3 ふじみ野市の会議の公開に関する規則 4 8
- 4 ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会諮問、答申 5 7

I 情報公開制度の運用状況

1 情報公開請求（申出）の件数

令和元年度のふじみ野市における情報公開制度の受理件数は、請求が97件、申出が21件、合計で118件でした。

なお、実施機関別処理件数は、表1のとおりであり、請求（申出）者の区分別件数は、表2のとおりです。

表1 情報公開請求・申出の実施機関別件数

実施機関	請求	申出	合計
市長	92	21	113
教育委員会	5	0	5
選挙管理委員会	0	0	0
公平委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	0	0	0
合計	97	21	118

※ 請求：平成17年10月1日以後作成または取得した情報を請求権者が請求した場合

※ 申出：上記の「請求」以外の場合

表2 請求（申出）者の区分別件数

請求（申出）者の区分	件数
市内に住所を有する者	6
市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体	90
市内に存する事務所または事業所に勤務する者	0
市内に存する学校に在学する者	0
実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	0
請求権者以外の者	22
合計	118

2 情報公開請求（申出）の処理状況

令和元年度のふじみ野市における情報公開請求（申出）の処理状況は118件で、請求（申出）に対して公開が103件、部分公開が14件、不存在が1件、取り下げが1件、非公開はありませんでした。（表3）

表3 情報公開請求（申出）の処理状況

区分	受理件数	公開	部分公開	非公開	不存在	取り下げ
請求	97	93	4	0	0	0
申出	21	10	10	0	1	1
合計	118	103	14	0	1	1

部分公開の理由は、情報公開条例第6条第1号の個人に関する情報に該当するとしたもの、同条第2号の法人等に関する情報に該当するとしたもの等がありました。（表4）

なお、請求ごとの処理状況については、表5のとおりです。

表4 部分公開の事項別内訳

該当情報	根拠条項	件数
個人に関する情報	第6条第1号	6
法人等に関する情報	第6条第2号	3
意志決定過程にある情報	第6条第3号	0
国等との協力関係等に関する情報	第6条第4号	0
性質上公開になじまない事務事業に関する情報	第6条第5号	6
公共の安全と秩序に関する情報	第6条第6号	0
法令秘情報	第7条	1
合計		16

※ 同一の処分に複数の非公開理由が含まれている場合があります。

令和元年度ふじみ野市情報公開請求（申出）の処理状況

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日）	請求者の区分	備考
		決定理由	摘要	決定回答年月日					
平成30年度 （仮称）旧上福岡学校給食センター跡地公園整備工事 ふじみ野市福岡一丁目地内 平成30年11月16日開札 設計額22,643,000（税抜き） 金入り工事設計書（図面、数量計算書は除く）		公開			写しの交付	市公園緑地課	平成31年4月2日 平成31年4月12日	市内の法人	
平成30年度 荒川第2公園シェルター等設置工事 さいたま市西区二ツ宮地内 平成31年2月5日開札 設計額4,629,000（税抜き）	荒川第2公園シェルター等設置工事 金入り工事設計書（図面は除く）	公開			写しの交付	市公園緑地課	令和元年5月10日 令和元年5月10日	市内の法人	
スポーツ施設及び有料公園施設等 事業計画書及び収支計画書（直近3年分） 事業報告書及び収支報告書（直近1年分）	事業計画書及び収支計画書（直近3年分）	公開			写しの交付	市文化・スポーツ振興課	平成31年4月22日 令和元年6月11日	市外の法人	
ふじみ野市を契約者として契約している保険契約（保険料が20万以上のもの）の保険証書、もしくは保険の内容が分かるもの（明細書など）をすべて。自動車保険・火災保険・賠償保険など。		公開			写しの交付	市教育委員会	令和元年6月11日 令和元年7月26日	市外の法人	
2018年中の登記異動修正済の、地番地shapeデータ。		取下げ	条例第19条		郵送による写しの交付	市税務課	令和元年6月13日	市外の法人	
地方税法第381条第1項・第3項により土地・家屋課税台帳に登録しなければならない登記事項・登記人名義として登録されている部分又は情報の最新分。 又は、ふじみ野市内に登録されている土地・家屋の登記情報のうち、登記名義人、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年月日の一覧の最新分。		部分公開	条例第6条第1号 条例第7条		郵送による写しの交付	市税務課	令和元年6月13日 令和元年6月19日	市外の法人	
平成30年度 配水補助管布設替工事（第1工区） ふじみ野市上福岡四丁目地内 2018年10月29日開札 設計額2,090,000（税抜き） 金入り工事設計書（数量計算書、図面は除く）		公開			写しの交付	市上下水道課	令和元年6月20日 令和元年6月28日	市内の法人	
平成30年度 配水補助管布設替工事（第10工区） ふじみ野市大井武蔵野地内 2018年11月26日開札 設計額26,550,000（税抜き） 金入り工事設計書（数量計算書、図面は除く）		公開			写しの交付	市上下水道課	令和元年6月20日 令和元年6月28日	市内の法人	
平成30年度 市道第1-159号線歩道整備工事 ふじみ野市大井地内 2018年11月2日開札 設計額6,956,000（税抜き） 金入り工事設計書（数量計算書、図面は除く）		公開			写しの交付	市道路課	令和元年6月20日 令和元年7月3日	市内の法人	
平成30年度 市道第1-38号線側溝整備工事 ふじみ野市亀久保地内 2018年11月16日開札 設計額10,780,000（税抜き） 金入り工事設計書（数量計算書、図面は除く）		公開			写しの交付	市道路課	令和元年6月20日 令和元年7月3日	市内の法人	
平成30年度 市道第395号線舗装修繕工事 ふじみ野市川崎地内 2018年11月20日開札 設計額7,390,000（税抜き） 金入り工事設計書（数量計算書、図面は除く）		公開			写しの交付	市道路課	令和元年6月20日 令和元年7月3日	市内の法人	
平成30年度 市道第6-70号線舗装修繕工事 ふじみ野市苗間地内 2018年12月14日開札 設計額12,725,000（税抜き） 金入り工事設計書（数量計算書、図面は除く）		公開			写しの交付	市道路課	令和元年6月20日 令和元年7月3日	市内の法人	
平成30年度 福岡橋護岸復旧工事 ふじみ野市福岡地内 2019年3月20日開札 設計額53,378,000（税抜き） 金入り工事設計書（数量計算書、図面は除く）		公開			写しの交付	市道路課	令和元年6月20日 令和元年7月3日	市内の法人	

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出(又は 受理年月日) 決定回答年月日	請求者の区分	備考
		決定	理由	摘要					
平成3年(ワ)第233号団地地通行権確認等請求事件H8年12月19日判決 市が所有する上福岡6丁目団地地通行権確認等請求事件の判決資料		部分公開	条例第6条第1号 条例第6条第2号		写しの交付	市 資 産 管 理 課 長	令和元年6月25日 令和元年7月10日	市内の個人	
平成30年度 ふじみ野市立大井弓道場等解体工事 ふじみ野市大井武蔵野1395番1 2018年8月23日開札 設計額12,870,000円(税抜き) 金入り工事設計書(数量計算書と図面は除く)		公開			写しの交付	市 文 化 ・ ス ポー ツ 長 振 興 課	令和元年7月1日 令和元年7月1日	市内の法人	
平成30年度 ふじみ野市運動公園拡張部調整池等整備工事 ふじみ野市福岡新田及び駒林地地区 2018年7月27日開札 設計額105,093,000円(税抜き) 金入り工事設計書(数量計算書、図面は除く)		公開			写しの交付	市 公 園 緑 地 長 課	令和元年7月1日 令和元年7月12日	市内の法人	
ふじみ野市市民課等窓口業務委託	件名：ふじみ野市市民課等窓口業務委託 実施月：令和元年6月 希望開示内容：①プロポーザル審査結果(総合評価等) ②採用事業者の提案書及び提案金額	部分公開	条例第6条第2号		閲覧	市 市 民 長 課	令和元年7月22日 令和元年7月29日	市外の法人	
新築届・付定通知書・住居表示台帳(平成31年1月1日から令和元年6月30日までに付定されたもの) ※可能であれば、電磁的記録の交付を希望	新築届・付定通知書・住居表示台帳(平成31年1月1日から令和元年6月30日までに付定されたもの)	部分公開	条例第6条第1号		郵送による写しの交付	市 市 民 長 課	令和元年7月23日 令和元年7月26日	市外の法人	
排水管布設替工事(H31-2工区) ・工事設計図書(工事の予定価格の算出に用いた設計書)※ 鏡、本工区内訳書、経費計算内訳書、内訳書、代価表で構成 ・数量設計書(積算に必要な数量等を表し、計算した根拠) ・その他(工区内訳書を作成するために必要な根拠等)		公開				市 上 下 水 道 長 課	令和元年7月24日 令和元年7月29日	市内の法人	※請求
平成27年度から平成30年度に係る苗間旭町会、苗間東町会補助金実績報告書	町会への補助金実績報告書及び同報告書の添付書類など町会の財務状況が分かる書類一式	部分公開	条例第6条第1号		写しの交付	市 協 働 推 進 長 課	令和元年7月29日 令和元年8月20日	市内の個人	
排水管布設替工事(H31-4工区) ・工事設計図書(工事の予定価格の算出に用いた設計書) ※鏡、本工区内訳書、経費計算内訳書、内訳書、代価表で構成 ・数量計算書(積算に必要な数量等で表し、計算した根拠) ・その他(工区内訳書を作成するために必要な根拠等)		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和元年8月13日 令和元年8月16日	市内の法人	
平成30年度 ふじみ野市立西小学校フェンス等改修工事 (ブロック塀対策) ふじみ野市西二丁目10番25号 金入り工事設計書(図面と現場説明書は除く)		部分公開	条例第6条第5号		写しの交付	教 育 委 員 会 教 育 総 務 課	令和元年8月22日 令和元年8月30日	市内の法人	
平成30年度 ふじみ野市立西中学校フェンス等改修工事 (ブロック塀対策) ふじみ野市大井武蔵野408番地1 金入り工事設計書(図面と現場説明書は除く)		公開			写しの交付	教 育 委 員 会 教 育 総 務 課	令和元年8月22日 令和元年8月30日	市内の法人	
平成30年度 ふじみ野市武蔵野テニスコート改修工事 ふじみ野市大井武蔵野1394-1外 金入り工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市 文 化 ・ ス ポー ツ 長 振 興 課	令和元年8月29日 令和元年9月12日	市内の法人	
平成30年度 ふじみ野市運動公園拡張部調整池等整備工事 ふじみ野市福岡新田及び駒林地内 金入り工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市 公 園 緑 地 長 課	令和元年8月29日 令和元年9月12日	市内の法人	
平成30年度 ふじみ野運動公園拡張部残土置き場撤去工事 ふじみ野市大井武蔵野地内 金入り工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市 公 園 緑 地 長 課	令和元年8月29日 令和元年9月4日	市内の法人	
平成30年度 (仮称)旧上福岡学校給食センター跡地公園整備工事 ふじみ野市福岡1丁目地内 金入り工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市 公 園 緑 地 長 課	令和元年8月29日 令和元年9月12日	市内の法人	

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開 方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者 の区分	備考
		決定	理由	摘要					
平成30年度 ふじみ野市第2運動公園多目的球場等整備工事 ふじみ野市福岡地内 金入り工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市公園緑地課	令和元年8月29日 令和元年9月4日	市内の法人	
平成30年度 ふじみ野市運動公園園地整備工事 ふじみ野市福岡新田及び駒林地内 金入り工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市公園緑地課	令和元年8月29日 令和元年9月4日	市内の法人	
令和元年度 配水管布設替工事（H31-2工区） ふじみ野市新駒林2丁目地内外 金入り工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市上下水道課	令和元年8月29日 令和元年9月6日	市内の法人	
令和元年度 配水管布設替工事（H31-4工区） ふじみ野市桜ヶ丘3丁目地内外 金入り工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市上下水道課	令和元年8月29日 令和元年9月6日	市内の法人	
平成30年度 西鶴ヶ岡一丁目雨水浸透槽設置工事 ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目地内 金入り工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市上下水道課	令和元年8月29日 令和元年9月12日	市内の法人	
平成30年度 公共下水道（国道254号）污水管渠築造工事 アルミ矢板賃料計算資料（第4号 C代価）		公開			写しの交付	市上下水道課	令和元年8月29日 令和元年9月4日	市内の法人	
平成30年度 旧上福岡学校給食センター跡地駐車場整備工事 ふじみ野市福岡一丁目1500-81の一部 金入り工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市資産管理課	令和元年8月29日 令和元年9月12日	市内の法人	
平成29年度 福岡橋耐震補強工事 ふじみ野市福岡地内 金入り工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市道路課	令和元年8月29日 令和元年9月12日	市内の法人	
平成31年度 道路舗装修繕（単価契約）東部地域 ふじみ野市内 金入り工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市道路課	令和元年8月29日 令和元年9月12日	市内の法人	
平成31年度 道路舗装修繕（単価契約）東部地域 ふじみ野市大井武蔵野地内 金入り工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市道路課	令和元年8月29日 令和元年9月12日	市内の法人	
平成31年度 福岡橋護岸復旧工事 ふじみ野市福岡地内 金入り工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市道路課	令和元年8月29日 令和元年9月12日	市内の法人	
平成30年度 市道第688号線側溝整備工事 ふじみ野市福岡3丁目地内 金入り工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市道路課	令和元年8月29日 令和元年9月12日	市内の法人	
平成30年度 舗装復旧工事（第3工区） ふじみ野市新駒林3丁目地内 金入り工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市道路課	令和元年8月29日 令和元年9月6日	市内の法人	
令和元年度 舗装復旧工事（H31-2工区） ふじみ野市築地2丁目地内外 金入り工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市道路課	令和元年8月29日 令和元年9月6日	市内の法人	
令和元年度 市道H-44号線側溝整備工事 ふじみ野市元福岡二丁目地内 金入り工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市道路課	令和元年8月29日 令和元年9月12日	市内の法人	

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者の区分	備考
		決定	理由	摘要					
令和元年度 市道F-54号線舗装修繕工事その2 ふじみ野市亀久保地内 金入り工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和元年8月29日 令和元年9月12日	市内の法人	
令和元年度 市道幹線9号線舗装修繕工事 ふじみ野市大井中央四丁目地内 金入り工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和元年8月29日 令和元年9月12日	市内の法人	
令和元年度 市道H-9号線舗装修繕工事その2 ふじみ野市川崎地内 金入り工事設計書（数量計算書・図面は除く）		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和元年8月29日 令和元年9月12日	市内の法人	
上福岡清掃センター解体及び跡地整備工事 金入り設計書 CDR希望		部分公開	条例第6条第2項		写しの交付	市環境センター 長課	令和元年9月2日 令和元年9月9日	市外の法人	
平成30・令和元年度に契約した、道路賠償責任保険の保険 期間・補償額・補償内容・保険料が記載された証券・明細書 の写し。		部分公開	条例第6条第1項		郵送による写し の交付	市道 路 長課	令和元年8月19日 令和元年9月9日	市外の法人	
平成25年から平成30年度の過去6年間の事故件数・支払 保険金額の実績が分かる文書の写し。									
配水管布設替工事（H31-1工区） ・工事設計図書（工事の予定価格の算出に用いた設計書） ※縮、本工事内訳書、経費計算内訳書、内訳書、代価表で構成 ・数量計算書（積算に必要な数量等を表し、計算した根拠） ・その他（工事内訳書を作成するために必要な根拠等）		公開			写しの交付	市上下水道 長課	令和元年9月9日 令和元年9月12日	市内の法人	
街路樹選定業務委託（その1） 案件番号H31委17 上記の金入り設計書一式		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和元年9月12日 令和元年9月26日	市内の法人	
市道G-84号線舗装修繕工事その3 案件番号H31工12 上記の金入り設計書一式		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和元年9月12日 令和元年9月26日	市内の法人	
市道A-75号線舗装修繕工事 案件番号H31工19 上記の金入り設計書一式		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和元年9月12日 令和元年9月26日	市内の法人	
市道幹線9号線舗装修繕工事 案件番号H31工16 上記の金入り設計書一式		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和元年9月12日 令和元年9月26日	市内の法人	
市道幹線9号線舗装修繕工事その2 案件番号H31工15 上記の金入り設計書一式		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和元年9月12日 令和元年9月26日	市内の法人	
街路樹選定業務委託（その2） 案件番号H31委18 上記の金入り設計書一式		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和元年9月12日 令和元年9月26日	市内の法人	
舗装復旧工事（H31-2工区） 案件番号H31工3 上記の金入り設計書一式	工事名 舗装復旧工事（H31-2工区） 上記の金入り設計書	公開			写しの交付	市上下水道 長課	令和元年9月12日 令和元年9月26日	市内の法人	
福岡中央公園更新整備工事 案件番号H31工2 上記の金入り設計書一式	福岡中央公園更新整備工事 金入り設計書一式	公開			写しの交付	市公園緑地 長課	令和元年9月12日 令和元年9月26日	市内の法人	

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者の区分	備考
		決定	理由	摘要					
ふじみ野市立大井西中学校フェンス等改修工事（ブロック塀対策） 案件番号H30工77 上記の金入り設計書一式	ふじみ野市立大井西中学校フェンス等改修工事（ブロック塀対策） 案件番号H30工77 上記の金入り設計書一式	部分公開	公開することにより反復継続する同種の事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にする恐れがあるため	情報公開条例第6条第5項	写しの交付	教育委員会 教育総務課	令和元年9月12日 令和元年9月19日	市内の法人	
・福岡中央公園更新整備工事 ・ふじみ野市運動公園拡張部公園整備工事 ・（仮称）旧上福岡学校給食センター跡地公園整備工事 ・ふじみ野市運動公園テニスコート拡張他整備工事	・福岡中央公園更新整備工事 ・ふじみ野市運動公園拡張部公園整備工事 ・（仮称）旧上福岡学校給食センター跡地公園整備工事 ・大井苗間区画整理記念公園更新整備工事	公開			写しの交付	市公園緑地課	令和元年9月20日 令和元年10月4日	市内の法人	
学校給食費の収納について 過去3年間の収支報告書（収入額、納付人数、未納者数、金額、未納割合等がわかるもの） 未納部分の補てん策のわかるもの	学校給食費の収納について 過去3年間の収支報告書・収入者の数 過去3年間の未納者の人数・金額	公開			写しの交付	教育委員会 学校給食課	令和元年9月25日 令和元年10月8日	市内の個人	
下校時の放送廃止の意見書の写し	下校時の放送廃止の意見書の写し	公開			写しの交付	教育委員会 学校教育課	令和元年9月25日 令和元年10月2日	市内の個人	
市道H-44号線側溝整備工事 案件番号H31工5 建設工事 土木 ふじみ野市福岡二丁目地内 全金額入り設計書仕様書1式（数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠には含む）		公開			写しの交付	市道路課	令和元年9月30日 令和2年10月11日	市内の法人	
排水管布設替工事（H31-2工区） 案件番号H31工8 建設工事 土木 ふじみ野市新駒林二丁目地内外 全金額入り設計書仕様書1式（数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠には含む）		公開			写しの交付	市上下水道課	令和元年9月30日 令和元年10月10日	市内の法人	
排水管布設替工事（H31-2工区） 案件番号H31工3 建設工事 舗装 ふじみ野市築地二丁目地内外 全金額入り設計書仕様書1式（数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠には含む）		公開			写しの交付	市上下水道課	令和元年9月30日 令和元年10月10日	市内の法人	
平成31年度排水管布設替工事（H31-2工区） ふじみ野市新駒林二丁目地内外 2019年6月20日開札 設計額51,310,000円（税抜） 金入り工事設計書（図面と数量設計書は除く）		公開			写しの交付	市上下水道課	令和元年9月30日 令和元年10月10日	市内の法人	
平成31年度舗装復旧工事（H31-2工区） ふじみ野市築地二丁目地内 2019年6月5日開札 設計額9,588,000円（税抜） 金入り工事設計書（図面と数量設計書は除く）		公開			写しの交付	市上下水道課	令和元年9月30日 令和元年10月10日	市内の法人	
市政への提案No.119（下校時放送を防災無線で流すことについて）	市政提案30年度No.119 出張所提案箱の提案書	公開			写しの交付	市広報広聴課	令和元年10月8日 令和元年10月15日	市内の個人	
ふじみ野市内全域 生産緑地指定地区 指定番地・指定年月日・地積・地区番号の記載されている資料		公開			郵送による写しの交付	市公園緑地課	令和元年10月10日	市外の法人	
上福岡東口駅前広場整備工事 ふじみ野市上福岡一丁目地内 令和元年6月28日公告 令和元年7月31日開札 設計金額（税抜）：693,304,000円 公開内容：金入り工事設計書（図面、数量計算書は除く）		公開				市都市計画課	令和元年10月8日	市外の法人	

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出(又は 受理年月日) 決定回答年月日	請求者の区分	備考
		決定理由	摘要						
平成31年度 市道F-54号線舗装修繕工事その2 ふじみ野市亀久保地内 2019年6月20日開札 設計額5,240,000円(税抜き)		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和元年10月15日 令和元年10月25日	市内の法人	
平成31年度 市道H-44号線側溝整備工事 ふじみ野市元福岡二丁目地内 2019年6月20日開札 設計額10,890,000円(税抜き) 金入り工事設計書(図面と数量計算書は除く)		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和元年10月15日 令和元年10月25日	市内の法人	
平成31年度 市道幹線7号線舗装修繕工事 ふじみ野市市沢二丁目地内 2019年6月20日開札 設計額11,058,000円(税抜き)		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和元年10月15日 令和元年10月25日	市内の法人	
福岡浄水場第4配水池耐震補強工事金入り設計書及び見積一覧表	福岡浄水場第4配水池耐震補強工事金入り設計書及び見積一覧表	公開			写しの交付	市上下水道 長課	令和元年10月15日 令和元年10月25日	市外の個人	利害関係者
管材料単価表	管材料単価表 平成30年度 管材料単価表 令和元年度	公開			郵送による写しの交付	市上下水道 長課	令和元年10月17日 令和元年11月28日	市外の個人	
平成31年度 材料設計単価の一覧	平成31年度 材料設計単価の一覧	公開			写しの交付	市上下水道 長課	令和元年 月 日 令和元年11月8日	市内の法人	
令和元年度市道幹線9号線舗装修繕工事 ふじみ野市大井中央四丁目地内 金入り工事設計書(図面と数量表は除く)		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和元年11月5日 令和元年11月19日	市内の法人	
令和元年度市道G-84号線舗装修繕工事その3 ふじみ野市西鶴ヶ岡二丁目地内 金入り工事設計書(図面と数量表は除く)		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和元年11月7日 令和元年11月19日	市内の法人	
令和元年度市道H-9号線舗装修繕工事その2 ふじみ野市川崎地内 金入り工事設計書(図面と数量表は除く)		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和元年11月5日 令和元年11月19日	市内の法人	
調整池築造工事及び(仮称)大野原東工業団地周辺における 工事等に関する地元説明会議事録又は報告書の写し(9月27日 八丁分館) 市外化調整区域の公共下水道(汚水)未普及地区における公 共下水道整備方針等に関する説明会議事録又は報告書の写し (11月14日 大井総合支所)		公開			写しの交付	市上下水道 長課	令和 年 月 日 令和元年12月4日	市内の個人	
令和元年度排水管布設替工事(H31-4工区) ふじみ野市桜ヶ丘三丁目地内 2019年8月5日開札 設計額31,700,000円(税抜) 金入り工事設計書(図面と数量設計書は除く)	令和元年度排水管布設替工事(H31-4工区) ふじみ野市桜ヶ丘三丁目地内 2019年8月5日開札 設計額31,700,000円(税抜) 金入り工事設計書(図面と数量設計書は除く)	公開			写しの交付	市上下水道 長課	令和元年 月 日 令和元年11月27日	市内の法人	
市道G-84号線舗装修繕工事その3 ふじみ野市西鶴ヶ岡二丁目地内 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和元年12月3日 令和元年12月18日	市内の法人	
市道A-75号線舗装修繕工事 ふじみ野市西原二丁目地内外 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和元年12月3日 令和元年12月18日	市内の法人	
大井中学校防球ネット改修工事 ふじみ野市苗間24番地1 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和元年12月3日 令和元年12月18日	市内の法人	
福岡中央公園更整備工事 ふじみ野市上野台一丁目地内 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市公園緑地 長課	令和元年12月3日 令和元年12月18日	市内の法人	

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出(又は 受理年月日) 決定回答年月日	請求者の区分	備考
		決定	理由	摘要					
ふじみ野市運動公園拡張部公園整備工事 ふじみ野市駒林地区 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市公園緑地課	令和元年12月3日 令和元年12月18日	市内の法人	
配水管布設替工事(H31-3工区) ふじみ野市大井武蔵野地区 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和元年12月3日 令和元年12月18日	市内の法人	
福岡浄水場第4配水池耐震補強工事 ふじみ野市福岡浄水場内 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和元年12月3日 令和元年12月18日	市内の法人	
配水管布設替工事(H31-1工区) ふじみ野市富士見台地区内外 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和元年12月3日 令和元年12月18日	市内の法人	
亀久保大野原(調整池③)築造工事 ふじみ野市亀久保大野原地区内 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和元年12月3日 令和元年12月5日	市内の法人	
亀久保企業団地一般下水道管布設工事 ふじみ野市亀久保大野原地区内 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和元年12月3日 令和元年12月18日	市内の法人	
旧砂川堀改修工事 ふじみ野市苗間地区内 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和元年12月3日 令和元年12月18日	市内の法人	
下水道管渠耐震補強工事 ふじみ野市川崎地区内 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和元年12月3日 令和元年12月6日	市内の法人	
マンホール蓋(汚水管渠)交換修繕 ふじみ野市南台二丁目地区内 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和元年12月3日 令和元年12月5日	市内の法人	
上福岡駅東口駅前広場整備工事 ふじみ野市上福岡一丁目地区内 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市都市計画課	令和元年12月3日 令和元年12月10日	市内の法人	
2019年7月23日開札 第3上野台放課後児童クラブ建設工事 上記物件の積算数量書の金入り		部分公開	条例第6条第5号		写しの交付	市建築課	令和元年12月18日 令和元年12月27日	市外の法人	
2019年7月31日開札 ふじみ野市立西小学校校舎大規模改修工事 上記物件の積算数量書の金入り		部分公開	条例第6条第5号		写しの交付	市建築課	令和元年12月18日 令和元年12月27日	市外の法人	
2019年10月25日開札 西放課後児童クラブ整備工事 上記物件の積算数量書の金入り		部分公開	条例第6条第5号		写しの交付	市建築課	令和元年12月18日 令和元年12月27日	市外の法人	
2018年5月29日開札 亀久保放課後児童クラブ建設工事 上記物件の積算数量書の金入り		部分公開	条例第6条第5号		写しの交付	子育て支援課	令和元年12月18日 令和元年12月27日	市外の法人	
2018年2月2日開札 ふじみ野市弓道場建設工事 上記物件の積算数量書の金入り		公開			写しの交付	市文化・スポーツ振興課	令和元年12月18日 令和元年12月24日	市外の法人	
2017年7月28日開札 旧埼玉県立福岡高等学校体育館改修工事 上記物件の設計金額の分かるもの		公開			写しの交付	市公園緑地課	令和元年12月18日 令和2年1月8日	市外の法人	

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出(又は 受理年月日) 決定回答年月日	請求者の区分	備考
		決定	理由	摘要					
住居表示台帳の写しの交付 該当街区番号…鶴ヶ丘2丁目13・17街区、福岡3丁目1・5街区、新田1丁目1・5街区、南台1丁目16街区、新駒林3丁目6街区、駒林元町1丁目3街区、福岡中央1丁目		公開			写しの交付	市市民課	令和元年12月26日 令和2年1月14日	市外の法人	
平成31年度見積単価 給水・分水・配水1・配水2・配水3・消火栓・その他	平成31年度(令和元年度)見積単価 給水・分水・配水1・配水2・配水3・消火栓・その他	公開			写しの交付	市上下水道課	令和元年12月27日 令和2年1月9日	市内の法人	
令和元年度 ふじみ野市運動公園拡張部公園整備工事 ふじみ野市駒林地内 2019年9月11日改札 設計額31,228,000円(税抜き) 金入り工事設計書(図面と数量計算書は除く)	令和元年度 ふじみ野市運動公園拡張部公園整備工事 ふじみ野市駒林地内 2019年9月11日改札 設計額31,228,000円(税抜き) 金入り工事設計書(図面と数量計算書は除く)	公開			写しの交付	市公園緑地課	令和2年1月6日 令和2年1月17日	市内の法人	
令和元年度 配水管布設替工事(H31-1工区) ふじみ野市富士見台地内外 2019年8月30日改札 設計額42,280,000円(税抜き) 金入り工事設計書(図面と数量計算書は除く)	令和元年度 配水管布設替工事(H31-1工区) ふじみ野市富士見台地内外 2019年8月30日改札 設計額42,280,000円(税抜き) 金入り工事設計書(図面と数量計算書は除く)	公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年1月6日 令和2年1月17日	市内の法人	
令和元年度 配水管布設替工事(H31-5工区) ふじみ野市上福岡一丁目地内 2019年8月30日改札 設計額8,150,000円(税抜き) 金入り工事設計書(図面と数量計算書は除く)	令和元年度 配水管布設替工事(H31-5工区) ふじみ野市上福岡一丁目地内 2019年8月30日改札 設計額8,150,000円(税抜き) 金入り工事設計書(図面と数量計算書は除く)	公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年1月6日 令和2年1月17日	市内の法人	
令和元年度 舗装復旧工事(H31-5工区) ふじみ野市元福岡二丁目地内 2019年9月11日改札 設計額6,401,000円(税抜き) 金入り工事設計書(図面と数量計算書は除く)	令和元年度 舗装復旧工事(H31-5工区) ふじみ野市元福岡二丁目地内 2019年9月11日改札 設計額6,401,000円(税抜き) 金入り工事設計書(図面と数量計算書は除く)	公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年1月6日 令和2年1月17日	市内の法人	
令和元年度 配水管布設替工事(H31-2工区) ふじみ野市鶴ヶ舞三丁目地内 2019年9月11日改札 設計額7,081,000円(税抜き) 金入り工事設計書(図面と数量計算書は除く)	令和元年度 配水管布設替工事(H31-2工区) ふじみ野市鶴ヶ舞三丁目地内 2019年9月11日改札 設計額7,081,000円(税抜き) 金入り工事設計書(図面と数量計算書は除く)	公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年1月6日 令和2年1月17日	市内の法人	
新築届、付定通知書、住居表示台帳(2019年7月1日から2019年12月31日までに付定されたもの)		部分公開	条例第6条第1号		郵送による写しの交付	市市民課	令和2年1月28日 令和2年1月29日	市外の法人	
ふじみ野市が入札又は見積合わせによって電力需給契約をしている市内公共施設の最新月の電力請求書等で契約種別、基本料金単価、力率が明記されているもの(過去1年間の最大需要電力のうち最も大きい電力(kw))		公開			写しの交付	市資産管理課	令和2年1月31日 令和2年2月12日	市外の法人	
(指名競争入札) 配水管布設替工事(H31-1工区) ふじみ野市西一丁目地内外 令和元年9月5日開札 設計額3,110,000円(税抜き) 金入り工事設計書、図面、数量計算書一式		公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年2月4日 令和2年2月19日	市内の法人	
令和元年度 配水管布設替工事(H31-3工区) ふじみ野市大井武蔵野地内 2019年10月30日開札 設計額28,530,000円(税抜き) 金入り工事設計書(図面と数量計算書は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年2月4日 令和2年2月19日	市内の法人	
令和元年度 亀久保企業団地一般下水道管布設工事 ふじみ野市亀久保大字大野原地内 2019年9月27日開札 設計額23,220,000円(税抜き) 金入り工事設計書(図面と数量計算書は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年2月4日 令和2年2月7日	市内の法人	
令和元年度 旧砂川規改修工事 ふじみ野市苗間地内 2019年9月27日開札 設計額7,980,000円(税抜き) 金入り工事設計書(図面と数量計算書は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年2月4日 令和2年2月7日	市内の法人	
令和元年度 下水道管渠耐震補強工事 ふじみ野市川崎地内 2019年10月25日開札 設計額5,610,000円(税抜き) 金入り工事設計書(図面と数量計算書は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年2月4日 令和2年2月7日	市内の法人	

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開 方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者 の区分	備考
		決定	理由	摘要					
令和元年度 マンホール蓋（污水管渠）交換修繕 ふじみ野市南台二丁目地内 2019年10月30日開札 設計額7,610,000円（税抜き） 金入り工事設計書（図面と数量計算書は除く）		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和2年2月4日 令和2年2月7日	市内の法人	
市内の生産緑地の地番、面積等が分かる一覧表		公開			写しの交付	市 公 園 緑 地 長 課	令和2年2月4日 令和2年2月19日	市内の法人	
平成31（令和元）年度に発注された委託業務の代価表を含む金入り設計書 ・ふじみ野市公共下水道ストックマネジメント実施方針策定業務委託 平成30年度に発注された委託業務の代価表を含む金入り設計書 ・砂川堀第2雨水幹線改修工事実施設計業務委託		公開			郵送による写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	令和2年2月14日 令和2年2月28日	市外の法人	
令和元年度福岡中央公園更新設備工事 ふじみ野市上野台一丁目地内 2019年7月23日改札 設計額54,167,000円（税抜） 金入り工事設計書（図面と数量計算書は除く）	令和元年度福岡中央公園更新設備工事 ふじみ野市上野台一丁目地内 2019年7月23日改札 設計額54,167,000円（税抜） 金入り工事設計書（図面と数量計算書は除く）	公開			写しの交付	市 公 園 緑 地 長 課	令和2年3月6日 令和2年3月13日	市内の法人	
令和元年度官舎公園遊具改修工事 ふじみ野市福岡中央二丁目地内 2019年10月25日改札 設計額7,147,000円（税抜） 金入り工事設計書（図面と数量計算書は除く）	令和元年度官舎公園遊具改修工事 ふじみ野市福岡中央二丁目地内 2019年10月25日改札 設計額7,147,000円（税抜） 金入り工事設計書（図面と数量計算書は除く）	公開			写しの交付	市 公 園 緑 地 長 課	令和2年3月6日 令和2年3月13日	市内の法人	

II 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報保管等の登録届出状況

個人情報保護条例に基づき、実施機関が新たに個人情報を取り扱う業務を開始する場合は、どのような個人情報を収集し、どのような目的に使用するかを明らかにするために、個人情報保管等登録票による届出を義務付けています。また、登録内容の変更や登録の廃止の場合も届出が必要となっています。

令和元年度の個人情報保管等の登録届出状況は、表6のとおりです。

表6 個人情報保管等の登録届出状況

実施機関	平成30年度末 登録件数	令和元年度中届出件数			令和元年度末 登録件数
		開始	変更	廃止	
市長	1,877	94	7	86	1,885
教育委員会	474	10	0	11	473
選挙管理委員会	151	0	0	0	151
公平委員会	5	1	0	0	6
監査委員	15	0	0	0	15
農業委員会	7	0	0	0	7
固定資産評価 審査委員会	10	0	0	0	10
議会	10	0	0	0	10
合計	2,549	105	7	97	2,557

2 個人情報目的外利用等の登録届出状況

実施機関が管理している個人情報は、登録した利用目的に限って利用されることが原則であり、登録された利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は法令等に定めがあるときなどを除き、本人の同意を得なければならないことになっています（目的外利用の制限）。また、登録された個人情報を実施機関以外の者に対して提供する場合も同様の取り扱いとしています（外部提供の制限）。

目的外利用及び外部提供をしようとするときは、あらかじめ市長に届け出ることであります。令和元年度の実施機関別の登録届出状況は、表7及び表8のとおりです。

表7 個人情報目的外利用の登録届出状況

実施機関	平成30年度末 登録件数	令和元年度中届出件数		令和元年度末 登録件数
		開始	廃止	
市長	144	3	0	147
教育委員会	3	0	0	3
選挙管理委員会	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	2	0	0	2
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0
議会	3	0	0	3
合計	152	3	0	155

表8 個人情報外部提供の登録届出状況

実施機関	平成30年度末 登録件数	令和元年度中届出件数		令和元年度末 登録件数
		開始	廃止	
市長	184	0	0	184
教育委員会	11	0	0	11
選挙管理委員会	4	0	0	4
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0
議会	6	0	0	6
合計	205	0	0	205

3 自己情報の開示等の請求及び処理状況

令和元年度は、個人情報保護制度における自己情報の開示請求が21件あり、訂正請求、削除請求及び利用の停止の請求はありませんでした。

Ⅲ 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求に対する決定又は自己情報の開示請求等に対する決定について、市民等から審査請求があった場合に、公平で迅速な審査を行うために設置された第三者的機関で、識見を有する3人の委員で構成されています。

審査会は、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申を行います。また、諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重して、公開（開示）するかどうかを決定します。

2 審査請求の状況

令和元年度は、決定に対する審査請求はありませんでした。

3 審査会の開催状況

令和元年度は、審査会に諮問する審査請求事案は0件でした。

Ⅳ 情報公開・個人情報保護運営審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護運営審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために設置されたものです。

審議会は、識見を有する者、公共的団体の構成員及び事業者の10人以内で構成され、両制度について実施機関が審議会の意見を聞くこととされた事項について審議し、答申を行います。また、個人情報保護条例に基づく報告を受け、さらに制度に関する重要事項について実施機関に対し建議を行います。

2 審議会の開催状況

令和元年度の実施機関からの諮問案件は3件で、下表のとおりです。

回	開催日	諮問案件	答申
1	令和元年 10月2日	諮問第1号 PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）を利用して個人情報 を処理するに当たり、通信回線によりデータセンターに個人情報を保存す ることについて 諮問第2号 児童虐待情報共有システムを利用し て個人情報を処理するに当たり、通信 回線により要保護児童等に関わる機関 において情報共有をすることについて	諮問第1号及び第2号については、 安定した効率の良い行政運営に寄与す るものであり、現代において必要な措 置であると認め、これを承認する。 なお、諮問第1号の実施に当たって は、個人情報の管理をする「データセ ンター」の受託先について市として安 全性を把握し、個人情報の保護に万全 を期するよう要請する。
2	令和2年	諮問第3号	諮問第3号について、これを承認す

	3月9日	AI-OCR システムの利用に伴うオンライン結合について	<p>る。</p> <p>なお、実施に当たっては、次の事項に留意し個人情報の保護に係る安全対策に万全の措置を講じるよう要請する。</p> <p>(1) AI-OCRシステムによりデジタルデータ化された文字の誤り等に対する担当部局における見直し体制を構築すること。</p> <p>(2) 当該個人情報を取扱う市職員に対して、ふじみ野市個人情報保護条例等の例規及びふじみ野市情報セキュリティポリシー等の通達の個人情報保護に関する規定を遵守するよう指導監督し、個人情報の漏えい事故が発生しないよう徹底すること。</p>
--	------	------------------------------	--

V 会議公開の運用状況

令和元年度の会議公開の実施状況は、表11のとおりです。

なお、公開の対象となる会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市の事務について審議、審査、調査等を行うために設置された附属機関及びこれに類似する市の要綱に基づく協議会等です。

会議の開催を決定したとき、その会議を所管する担当課は「会議開催のお知らせ」を作成し、情報公開コーナーをはじめ、本庁舎1階及び市内の公共施設の掲示板に掲示しています。また、市のホームページにも会議開催の日程等を随時掲載し、市民への周知を図っています。

令和元年度の会議の公開に関する運用状況は、表9のとおりです。

表9 会議公開の実施状況

	公開となった会議	部分公開となった会議	非公開となった会議	合計
会議開催件数	100件	0件	126件	226件
傍聴人数	14人	0人		14人

※ 非公開となった126件は、個人情報等を取り扱うため、非公開とされたふじみ野市介護認定審査会の会議103件、介護給付費等の支給に関する審査会の会議12件、ふじみ野市民生委員推薦会の会議6件、ふじみ野市保育所入所児童選考委員会1件、ふじみ野市指定管理者選定委員会の会議4件です。

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
平成31年度第1回ふじみ野市文化振興審議会	平成31年4月12日 午後5時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A202会議室	(1) 文化施設基本構想・基本計画(案)について (2) 今後のスケジュールについて	公開	1	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
ふじみ野市公民館運営審議会	平成31年4月17日 午前9時30分から	ふじみ野市立 大井中央公民館 情報交換室	(1) ふじみ野市文化施設基本構想・基本計画案について (2) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 (大井中央公民館)	
平成31年度第2回ふじみ野市文化振興審議会	平成31年4月17日 午後5時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A202会議室	(1)文化施設基本構想・基本計画(案)について ・(仮称)西地域文化施設整備計画	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
平成31年第1回ふじみ野市資料館運営協議会	平成31年4月18日 午後4時00分から	ふじみ野市立 大井郷土資料館 研修室	(1) 文化施設基本構想・基本計画(案)について (2) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 (上福岡歴史民俗資料館)	
平成31年度第1回ふじみ野市立図書館協議会	平成31年4月19日 午前10時00分から	上福岡図書館 集会室2	(1) 文化施設基本構想・基本計画(案)について (2) 「第三次子ども読書活動推進計画」について (3) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 (大井図書館)	
第1回 ふじみ野市社会教育委員会	平成31年4月22日 午後4時00分から	ふじみ野市役所 第4庁舎2階 D201会議室	(1) ふじみ野市 文化施設基本構想・基本計画(案)について (2) 社会教育関連審議会の議論経過報告について (3) 社会教育委員の年間活動計画について (4) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
平成31年第4回定例ふじみ野市教育委員会	平成31年4月23日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 第21号議案 平成31年度ふじみ野市学校評議員を委嘱することについて (2) 第22号議案 ふじみ野市立小・中学校学区審議会委員を委嘱することについて (3) 第23号議案 ふじみ野市立小・中学校通学区(ふじみ野市大原二丁目1735番地1外)の編成の諮問について (4) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立学校の学校医を委嘱することについて) (5) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市社会教育委員を任命することについて) (6) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市資料館運営協議会委員を委嘱することについて) (7) 報告事項 新たな文化施設整備に係る基本計画の骨子について (8) 報告事項 文化振興審議会に報告すべき社会教育委員会及び文化財保護審議会の会議内容について(文化施設基本構想・基本計画(案)について) (9) 報告事項 文化振興審議会に報告すべき図書館協議会の会議内容について(文化施設基本構想・基本計画(案)について) (10) 報告事項 文化振興審議会に報告すべき公民館運営協議会の会議内容について(文化施設基本構想・基本計画(案)について) (11) 報告事項 文化振興審議会に報告すべき資料館運営協議会の会議内容について(文化施設基本構想・基本計画(案)について) (12) 報告事項 専決処分の報告について	公開	1	教育委員会 教育総務課	

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
平成31年度第3回ふじみ野市文化振興審議会	平成31年4月26日 午後5時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A202会議室	(1) 教育委員会からの報告について (2) 第2回ふじみ野市文化振興審議会会議における意見反映箇所について (3) 新たな文化施設整備に係る基本構想・基本計画の骨子(最終答申)(案)について (4) 最終答申	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
第1回ふじみ野市立小・中学校学区審議会	令和元年5月16日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) ふじみ野市立小・中学校通学区(ふじみ野市大原二丁目1735番地1外)の編成について (2) 今後のスケジュールについて	公開	0	教育委員会 学校教育課	
第3回ふじみ野市都市計画基本方針検討委員会	令和元年5月20日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 議題1 策定スケジュール (2) 議題2 全体構想について (3) 議題3 地域別構想の方向性 (4) 議題4 その他	公開	0	都市政策部 都市計画課	
ふじみ野市介護保険等運営審議会	令和元年5月20日 午後1時15分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) ふじみ野市介護保険条例の一部改正について (2) 第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(平成30年度)の実績報告について (3) その他	公開	0	福祉部 高齢福祉課	
令和元年第5回定例ふじみ野市教育委員会会議	令和元年5月21日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立小・中学校学区審議会委員の委嘱について) (2) 報告事項 専決処理に関する報告について(平成30年度ふじみ野市教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書について) (3) 報告事項 ふじみ野市立大井図書館への指定管理者制度の導入について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
第2回ふじみ野市立小・中学校学区審議会	令和元年6月6日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 答申の決定について	公開	0	教育委員会 学校教育課	
令和元年度第4回文化振興審議会	令和元年6月6日 午後5時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A202会議室	(1) ふじみ野市文化芸術振興未来応援事業申請事業の審査について (2) パブリック・コメント結果報告について (3) ふじみ野市文化施設整備事業実施方針の公表について (4) 文化施設整備事業に係る今後のスケジュールについて	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
令和元年度第1回ふじみ野市文化財保護審議会	令和元年6月17日 午後4時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B302会議室	1 審議事項 (1) 文化財保存事業の補助金交付について 2 報告事項 (1) 令和元年度文化財・資料館年間事業計画について (2) 平成30年度埋蔵文化財試掘・本調査について (3) 文化財保護法の改正について (4) 文化施設基本構想・基本計画について (5) 市指定文化財しだれ桜に対する補助金について	公開	1	教育委員会 社会教育課	

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
令和元年第6回定例ふじみ野市教育委員会会議	令和元年6月18日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 第24号議案「ふじみ野市小・中学校通学区に関する規則の一部を改正することについて」 (2) 第25号議案「ふじみ野市立小・中学校事務の共同実施に係る検討委員会設置要綱を制定することについて」 (3) 第26号議案「ふじみ野市立大井図書館への指定管理者制度導入について」 (4) 第27号議案「ふじみ野市社会教育委員会議への諮問について」 (5) 第28号議案「ふじみ野市文化財保護審議会への諮問について」 (6) 第29号議案「ふじみ野市教育振興計画策定委員を委嘱及び任命することについて」 (7) 報告事項「専決処理に関する報告について（ふじみ野市学校給食センター運営審議会委員を委嘱することについて）」 (8) 報告事項「専決処理に関する報告について（ふじみ野市社会教育委員を委嘱することについて）」 (9) 報告事項「専決処理に関する報告について（ふじみ野市放課後子ども教室運営委員会委員を委嘱することについて）」 (10) 報告事項「専決処理に関する報告について（ふじみ野市資料館運営協議会委員を委嘱することについて）」 (11) 報告事項「専決処理に関する報告について（ふじみ野市学校運営協議会委員を委嘱することについて）」 (12) 報告事項「専決処理に関する報告について（令和元年度ふじみ野市一般会計補正予算（第2号）について）」 (13) 報告事項「ふじみ野市文化施設基本構想・基本計画について」 (14) 報告事項「公民館大規模改修及び建て替えに係る代替施設の予定について」 (15) 報告事項「ふじみ野市教職員人事について」	公開	0	教育委員会 教育総務課	
令和元年度第1回ふじみ野市スポーツ推進審議会	令和元年6月20日 午後6時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A201会議室	(1) 令和元年度スポーツ推進審議会のスケジュールについて (2) 社会教育関係団体であるスポーツ関係団体補助金に関する意見聴取について (3) 今後の取り組みについて (4) その他	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
令和元年度第1回ふじみ野市指定管理者選定委員会	令和元年6月24日 午後1時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A302会議室	(1) 審査対象施設について (2) 選定委員会のスケジュールについて (3) 選定審査の方法について (4) 募集要項及び選定基準の確認 (5) 前年度モニタリング・評価	部分公開	0	総合政策部 経営戦略室	
第2回社会教育委員会議	令和元年6月27日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 教育長からの諮問について (2) 諮問における答申のための専門委員会の設置について (3) 社会教育関連事業計画の説明について (4) 社会教育関係団体の補助金審査について (5) ふじみ野市文化施設基本構想・基本計画について (6) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
令和元年度第2回ふじみ野市公民館運営審議会	令和元年6月27日 午前10時00分から	ふじみ野市立 大井中央公民館 情報交換室	(1) 令和元年度ふじみ野市立公民館事業進捗状況について (2) 公民館の現状と今後の課題 (3) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 (大井中央公民館)	

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
令和元年第1回ふじみ野市教育振興計画策定委員会会議	令和元年7月3日 午後1時00分から	ふじみ野市役所 附属棟2階 E201会議室	(1) 第2期ふじみ野市教育振興基本計画策定について ア 計画策定の背景 イ 計画の位置づけ及び範囲 ウ 計画の策定体制について (2) 国・県及びふじみ野市の教育について ア 国及び県の教育振興基本計画について イ これまでのふじみ野市教育振興基本計画について (3) 第2期ふじみ野市教育振興基本計画の策定スケジュールについて (4) アンケート実施について (5) 自由討論	公開	0	教育委員会 教育総務課	
令和元年度第1回ふじみ野市放課後子ども教室運営委員会会議	令和元年7月4日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 令和元年度の申込状況報告 (2) 放課後子ども教室の現状と課題について (3) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
令和元年第1回ふじみ野市子ども・子育て会議	令和元年7月5日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (2) 次期子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方及び目標事業量の設定について	公開	1	こども・元気健康部 子育て支援課	
令和元年度第1回ふじみ野市男女共同参画推進審議会	令和元年7月16日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A202会議室	(1) 第2次男女共同参画基本計画実施計画・事業計画について (2) 審議会等の女性登用状況調査の結果等について (3) その他	公開	0	市民生活部 市民総合相談室	
ふじみ野市学校給食センター運営審議会委員委嘱式及びふじみ野市学校給食センター運営審議会会議	令和元年7月17日 午後3時15分から	なの花学校給食センター 会議室	(1) ふじみ野市学校給食センター運営審議会委嘱状交付式 (2) 令和元年度第1回ふじみ野市学校給食センター運営審議会	公開	0	教育委員会 学校給食課	
令和元年第2回ふじみ野市国民健康保険運営協議会	令和元年7月18日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 報告事項 ア ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について イ 平成30年度ふじみ野市国民健康保険特別会計決算について (2) その他	公開	0	市民生活部 保険・年金課	
令和元年度第3回ふじみ野市公民館運営審議会	令和元年7月19日 午前10時00分から	ふじみ野市立 大井中央公民館 情報交換室	(1) 公民館長からの諮問について (2) 公民館運営に係る今後の課題について (3) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 (大井中央公民館)	
令和元年第7回定例ふじみ野市教育委員会会議	令和元年7月23日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 報告事項「ふじみ野市教育振興計画策定委員会の会議概要について」 (2) 報告事項「令和元年第2回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について」	公開	0	教育委員会 教育総務課	
令和元年度第1回ふじみ野市上下水道審議会	令和元年7月24日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本 庁舎3階 A301会議室	(1) 平成30年度ふじみ野市水道事業会計決算について (2) 平成30年度ふじみ野市下水道事業会計決算について (3) その他	公開	0	都市政策部 上下水道課	
令和元年第2回ふじみ野市教育振興計画策定委員会会議	令和元年7月24日 午後1時00分から	ふじみ野市役所 第4庁舎2階 D201会議室	(1) 前回協議内容の確認 (2) 計画骨子案について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
令和元年度第1回ふじみ野市行政評価外部評価委員会	令和元年7月26日 午前9時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 今年度の外部評価委員会の概要について (2) 評価対象施策の概要説明 (3) 今後の流れについて (4) その他	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
令和元年度第2回ふじみ野市文化財保護審議会	令和元年7月29日 午後1時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 収蔵庫等の視察 (2) 審議事項 ア 資料収集基準について(諮問) (3) 報告事項 イ 市指定文化財「しだれ桜」の治療について ウ 市指定文化財「ハケ遺跡古墳群1号墳出土埴輪」の出品について	公開	0	教育委員会 社会教育課	

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
ふじみ野市空家等対策協議会	令和元年7月30日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 副会長の選任 (2) 平成30年度ふじみ野市空家等対策事業実施状況について (3) 平成30年住宅・土地統計調査について	公開	0	都市政策部 建築課	
令和元年第1回臨時ふじみ野市教育委員会会議	令和元年8月5日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 第30号議案 令和2年度からのふじみ野市立小学校教科用図書採択について (2) 第23号議案 令和2年度からのふじみ野市立中学校教科用図書採択について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
第4回ふじみ野市都市計画基本方針検討委員会	令和元年8月8日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 議題1 策定スケジュール (2) 議題2 全体構想 (3) 議題3 地域別構想 (4) 議題4 計画書の構成案	公開	0	都市政策部 都市計画課	
令和元年度第1回ふじみ野市都市計画審議会	令和元年8月19日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 諮問1 富士見都市計画地区計画の変更 (2) 報告1 都市計画マスタープランの策定	公開	1	都市政策部 都市計画課	
令和元年第8回定例ふじみ野市教育委員会会議	令和元年8月20日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(8) 報告事項 ふじみ野市地域協働学校(コミュニティ・スクール)推進会議要領の改訂について (9) 報告事項 ふじみ野市教育振興計画策定委員会の会議概要について (10) 報告事項 ふじみ野市公民館運営審議会への諮問について(答申) (11) 報告事項 なの花学校給食センター整備運営事業モニタリング結果の公表について (12) 報告事項 ふじみ野市文化施設管理運営計画(骨子案)について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
令和元年度第4回ふじみ野市公民館運営審議会	令和元年8月20日 午前10時00分から	ふじみ野市立 大井中央公民館 情報交換室	(1) ふじみ野市文化施設管理運営計画(骨子案)について (2) 公民館長からの諮問について(答申)(案)について (3) 答申 (4) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 (大井中央公民館)	
令和元年度第2回ふじみ野市行政評価外部評価委員会	令和元年8月23日 午前9時00分から	ふじみ野市役所 本 庁舎3階 A301会議室	(1) 【施策11】子育て支援 -子育てする喜びであふれる笑顔を増やします- (2) 【施策14】保健・医療体制 -生涯にわたる保健活動の充実と地域医療体制の充実を目指します- (3) 【施策16】医療保険 -国民健康保険・後期高齢者医療制度の安定運営に努めます- (4) その他	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
令和元年度第2回ふじみ野市立図書館協議会	令和元年8月28日 午前10時00分から	ふじみ野市立 上福岡図書館 集会室2	(1) 報告事項 ア ふじみ野市立上福岡図書館、大井図書館及び上福岡西公民館図書室業務(以下「市立図書館等」という。)の指定管理者による管理 イ 指定管理者選定に係るスケジュール (2) 議題 ア 令和2年4月1日以降の市立図書館等の運営について イ 新文化施設に関する要求水準書(案)について ウ 新文化施設に関する管理運営計画(骨子案)について (3) その他	公開	1	教育委員会 社会教育課 (大井図書館)	

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
令和元年第5回ふじみ野市文化振興審議会	令和元年8月29日 午後6時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A201会議室	(1) 諮問審議 ア ふじみ野市文化施設整備事業の概要 イ 管理運営計画のスケジュール ウ 管理運営計画骨子(案) (2) その他	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
令和元年度第2回ふじみ野市資料館運営協議会 会議	令和元年8月30日 午後4時00分から	ふじみ野市立 大井郷土資料館 研 修室	(1) ふじみ野市文化施設管理運営計画(骨子案)について (2) ふじみ野市として収集していくべき文化財資料の基準及び 保存に関する基準について (3) 平 成30年度事業報告について (4) 令和元年度事業計画について (5) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 (上福岡歴史民俗資料館)	
令和元年度第3回ふじみ野市社会教育委員会議	令和元年9月5日 午後4時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B302会議室	(1) ふじみ野市文化施設管理運営計画(骨子案)について (2) 専門委員会からの中間報告について (3) 「ふじみ野市立公民館使用に係る受益者負担の今後の在り方 について」の答申について (4) 学校文化財展示室について (5) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
令和元年第9回定例ふじみ野市教育委員会会議	令和元年9月24日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 第32号議案 令和2年度当初ふじみ野市立小・中学校教職 員人事異動の方針等を決定することについて (2) 第33号議案 学校給食費の改定の諮問について (3) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市一 般会計補正予算(第4号)について) (4) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立 西小学校大規模改造工事について) (5) 報告事項 ふじみ野市文化施設管理運営計画(骨子案)につ いて (6) 報告事項文化振興審議会に報告すべき社会教育委員会議及 び文化財保護審議会の会議内容について(文化施設管理運営計 画(骨子案)について) (7) 文化振興審議会に報告すべき図書館協議会の会議内容につ いて(文化施設管理運営計画(骨子案)について) (8) 文化振興審議会に報告すべき公民館運営審議会の会議内容 について(文化施設管理運営計画(骨子案)について) (9) 文化振興審議会に報告すべき資料館運営協議会の会議内容 について(文化施設管理運営計画(骨子案)について) (10) ふじみ野市立公民館条例の一部を改正する条例について (11) ふじみ野市立公民館条例施行規則の一部を改正することに ついて (12) 令和元年第3回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要につ いて	公開	0	教育委員会 教育総務課	
令和元年度第6回ふじみ野市文化振興審議会	令和元年9月25日 午後5時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A201会議室	(1) 答申案審議「ふじみ野市文化施設管理運営計画(骨子)」 (2) 答申「ふじみ野市文化施設管理運営計画(骨子)につい て」 (3) その他 ふじみ野市文化施設整備事業要求水準書等につ いて	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
令和元年度第4回ふじみ野市社会教育委員会議	令和元年9月26日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 第4庁舎2階 D201会議室	(1) 教育長からの諮問に対する答申の最終確認について (2) 教育長からの諮問に対する答申の手交 (3) 学校文化財展示室について (4) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
令和元年度第1回ふじみ野市立児童センター運 営委員会	令和元年9月30日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A202会議室	(1) ふじみ野市立東児童センターについて 事業報告・利用状 況・利用者アンケート報告 (2) ふじみ野市立西児童センターについて 事業報告・利用状 況・利用者アンケート報告 (3) ファミリー・サポート・センターについて 活動状況報告 (4) その他	公開	0	子ども・元気健康部 子育て支援課	

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会 令和元年度第1回会議	令和元年10月2日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 附属棟2階 E201会議室	(1) 諮問第1号議案 PIONET(全国消費生活情報ネットワークシステム)を利用して個人情報を処理するに当たり、通信回線によりデータセンターに個人情報を保存することについて (2) 諮問第2号議案 児童虐待情報共有システムを利用して個人情報を処理するに当たり、通信回線により要保護児童等に関わる機関において情報共有をすることについて	公開	0	総務部 契約・法務課	
令和元年第3回ふじみ野市教育振興計画策定委員会会議	令和元年10月2日 午後1時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A202会議室	(1) 前回協議内容の確認 (2) アンケート結果報告 (3) 総論について (4) 各論について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
令和元年度第2回ふじみ野市学校給食センター運営審議会	令和元年10月4日 午後3時45分から	なの花学校給食センター2階 会議室	学校給食費の改定について	公開	0	教育委員会 学校給食課	
令和元年度第3回ふじみ野市立図書館協議会	令和元年10月4日 午前10時45分から	ふじみ野市立上福岡 図書館 集会室2	(1) 議題 「第3回ふじみ野市図書館を使った調べる学習コンクール」二次審査 (2) 報告事項 ア ふじみ野市新文化施設整備事業について イ 要求水準書(案)・管理運営計画(骨子案)について ウ その他 (3) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 (大井図書館)	
令和元年度第3回ふじみ野市行政評価外部評価委員会	令和元年10月11日 午前9時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 【施策6】文化 -魅力の発信と人々の交流を通し、未来につながる文化を創造するまちを目指します- (2) 【施策1】協働 -市民が主役の地域の輪づくりを推進します- (3) 【施策2.2】農業 -魅力ある農業の推進を図り、地産地消の拡大を進めます- (4) その他	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
令和元年度第1回ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	令和元年10月11日 午後3時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 委嘱状交付式 (2) ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について (3) SDGs、Society5.0の概要について (4) 平成30年度実施施策の検証について (5) その他	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
令和元年第10回定例ふじみ野市教育委員会会議	令和元年10月23日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 第34号議案 ふじみ野市立図書館条例の一部を改正することについて (2) 第35号議案 ふじみ野市立公民館条例の一部を改正することについて (3) 第36号議案 ふじみ野市立小・中学校学区審議会委員を委嘱することについて (4) 第37号議案 ふじみ野市立小・中学校通学区域(ふじみ野市大原二丁目1735番1外)の編成の諮問について (5) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市いじめゼロ連絡協議会委員を委嘱及び任命することについて) (6) 報告事項 全国学力・学習状況調査及び県学力・学習状況調査の結果について (7) 報告事項 ふじみ野市文化施設管理運営計画(骨子)について (8) 報告事項 ふじみ野市文化施設管理運営計画(本編)策定に向けた事業検討について (9) 報告事項 ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて (10) 報告事項 ふじみ野市社会教育委員会議への諮問について(答申) (11) 報告事項 ふじみ野市教育振興計画策定委員会の会議概要について	公開	0	教育委員会 教育総務課	

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
令和元年度第4回ふじみ野市教育振興計画策定委員会会議	令和元年10月30日 午後1時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 前回協議内容の確認 (2) 計画骨子案について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
令和元年度第3回ふじみ野市資料館運営協議会会議	令和元年11月5日 午後4時00分から	ふじみ野市立上福岡 歴史民俗資料館 研修室	(1) ふじみ野市文化施設管理運営計画本編(案)策定に向けた事業検討について (2) ふじみ野市として収集していくべき文化財資料の基準及び保存に関する基準について (3) 市民と行政の協働を基盤とした社会教育行政の推進・充実を図る施策について (4) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 (上福岡歴史民俗資料館)	
令和元年度第4回ふじみ野市行政評価外部評価委員会	令和元年11月8日 午前9時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 【施策30】公園・緑地-公園を増やし、緑地の保全に努めます- (2) 【施策31】住宅-市民や事業者の協力により、良好な住環境を整備します- (3) 【施策32】水道-安全な水道水を安定供給します- (4) その他	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
令和元年度第3回ふじみ野市文化財保護審議会	令和元年11月11日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 審議事項 ア 文化財保存事業補助金変更申請について イ 資料収集基準の答申案について (2) 報告事項 ア 台風19号の被害状況について イ 文化施設管理運営計画(本編)策定にむけた事業検討について	公開	0	教育委員会 社会教育課	
令和元年度第1回ふじみ野市地域自立支援協議会	令和元年11月11日 午前9時02分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 会長及び副会長の選出について (2) 地域自立支援協議会部会の改正について (3) 平成30年度の障がい者プランの進捗状況について (4) 精神障がい者が地域生活に円滑に移行できるようにする協議の場の設置について (5) 第2期ふじみ野市障がい者プランの策定に係るアンケートの実施スケジュールについて (6) その他	公開	1	福祉部 障がい福祉課	
令和元年度第5回ふじみ野市公民館運営審議会	令和元年11月12日 午前10時00分から	ふじみ野市立 大井中央公民館 情報交換室	(1) 令和元年度ふじみ野市立公民館事業進捗状況について (2) ふじみ野市文化施設管理運営計画本編(案)策定に向けた事業検討について (3) 市民と行政の協働を基盤とした社会教育行政の推進・充実を図る施策について (4) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 (大井中央公民館)	
令和元年度第2回ふじみ野市子ども・子育て会議	令和元年11月13日 午後3時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	第2期ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画の素案について	公開	2	子ども・元気健康部 子育て支援課	
第1回ふじみ野市環境審議会	令和元年11月18日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A202会議室	(1) 令和元年度版環境年次報告書について (2) その他	公開	0	市民活動推進部 環境課	
令和元年第11回定例ふじみ野市教育委員会会議	令和元年11月19日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 第38号議案 ふじみ野市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正することについて (2) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立図書館の指定管理者の指定について) (3) 報告事項 専決処理に関する報告について(令和元年度ふじみ野市一般会計補正予算(第7号)について) (4) 報告事項 学校給食費の改定について(答申) (5) 報告事項 ふじみ野市教育振興計画策定委員会の会議概要について	公開	1	教育委員会 教育総務課	
令和元年度第2回ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	令和元年11月22日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B302会議室	(1) 平成30年度実施施策の検証について (2) ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂(案)について (3) その他	公開	0	総合政策部 経営戦略室	

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
第5回ふじみ野市都市計画基本方針検討委員会	令和元年11月22日 午後3時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A202会議室	(1) 議題1 策定スケジュール 公開 (2) 議題2 都市計画マスタープラン(案)について (3) 議題3 パブリックコメントの実施結果 (4) 議題4 ポスターコンクール	公開	0	都市政策部 都市計画課	
令和元年度第5回社会教育委員会議	令和元年11月27日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 教育長からの諮問に対する答申の最終確認について (2) 教育長からの諮問に対する答申の手交 (3) 学校文化財展示室について (4) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
令和元年度第2回ふじみ野市地域自立支援協議会	令和元年11月28日 午前10時00分から	ふじみ野市大井総合 支所1階 災害対策室	(1) 第2期障がい者プランにおけるアンケート調査票案について	公開	0	福祉部 障がい福祉課	
令和元年度ふじみ野市放課後子ども教室第2回運営委員会議	令和元年11月29日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 第4 庁舎2階 D201会議室	(1) 入室児童の保護者対象アンケート結果報告 (2) 埼玉県内市町村対象実施状況調査の経過報告 (3) 指導員の委嘱期間について (4) その他	公開	0	市民活動推進部 協働推進課	
ふじみ野市介護保険等運営審議会	令和元年12月2日 午後1時15分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 介護予防センターの利用実績について (2) 平成30年度保険者機能強化推進交付金の評価結果について (3) 地域密着型特別養護老人ホームの選定結果について (4) 「第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定及びアンケート調査の実施について (5) その他	公開	0	福祉部 高齢福祉課	
令和元年第12回定例ふじみ野市教育委員会会議	令和元年12月17日 午後1時16分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市社会教育委員を解職することについて) (2) 報告事項 ふじみ野市文化施設管理運営計画(本編案)について (3) 報告事項 文化振興審議会に報告すべき社会教育委員会議及び文化財保護審議会の会議内容について(文化施設管理運営計画(本編)策定に向けた事業検討について) (4) 報告事項 文化振興審議会に報告すべき図書館協議会の会議内容について(文化施設管理運営計画(本編)策定に向けた事業検討について) (5) 報告事項 文化振興審議会に報告すべき公民館運営審議会の会議内容について(文化施設管理運営計画(本編)策定に向けた事業検討について) (6) 報告事項 文化振興審議会に報告すべき資料館運営協議会の会議内容について(文化施設管理運営計画(本編)策定に向けた事業検討について) (7) 報告事項 令和2年度ふじみ野市地域協働学校運営協議会委員の推薦及び任命式について (8) 報告事項 ふじみ野市教育振興基本計画策定に関するパブリックコメントの実施について (9) 報告事項 令和元年第4回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
令和元年度第5回ふじみ野市行政評価外部評価委員会	令和元年12月20日 午前9時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 【施策36】教育環境 一絆を深め、地域社会との協働による「共育」を推進します- (2) 【施策38】社会教育 一温もりある人と地域を育む学びを推進します- (3) 令和元年度ふじみ野市行政評価外部評価委員会報告書(案)について (4) 外部評価制度に関する意見交換 (5) その他	公開	0	総合政策部 経営戦略室	

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
令和元年度第1回ふじみ野市協働のまちづくり推進隊会議	令和元年12月23日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 市民と市との協働事業に関する調査結果について	公開	0	市民活動推進部 協働推進課	
令和元年度第7回ふじみ野市文化振興審議会	令和元年12月26日 午後5時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A202会議室	(1) 報告事項 ア ふじみ野市文化施設整備事業について イ 新たな文化施設を考える市民ワークショップVOL.2の開催について (2) 諮問審議 ふじみ野市文化施設管理運営計画(本編)について	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
令和2年第1回ふじみ野市国民健康保険運営協議会	令和2年1月16日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 報告事項 ア 国民健康保険税広域化の概要について イ 口座振替の原則化について (2) その他	公開	0	市民生活部 保険・年金課	
令和元年度第3回ふじみ野市地域自立支援協議会	令和2年1月21日 午後1時30分から	ふじみ野市大井総合 支所1階 災害対策室	(1) 地域自立支援協議会部会の構成について	公開	0	福祉部 障がい福祉課	
令和2年第1回定例ふじみ野市教育委員会会議	令和2年1月21日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 第1号議案 ふじみ野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて (2) 第2号議案 ふじみ野市立小・中学校事務の共同実施要綱を制定することについて (3) 第3号議案 ふじみ野市教職員人事の内申について (4) 報告事項 ふじみ野市立図書館条例の一部を改正することについて (5) 報告事項 ふじみ野市教育振興基本計画(案)について (6) 報告事項 学校施設環境改善交付金事業施設整備計画の事後評価について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
令和元年度第6回ふじみ野市公民館運営審議会	令和2年1月29日 午前10時00分から	ふじみ野市立 大井中央公民館 情報交換室	(1) 令和元年度ふじみ野市文化施設管理運営計画本編(案)について (2) ふじみ野市立公民館条例の一部改正及びふじみ野市立公民館条例施行規則の一部改正について (3) 令和2年度の上福岡公民館休館中における同公民館の事業運営について (4) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 (大井中央公民館)	
令和2年第5回ふじみ野市教育振興計画策定委員会会議	令和2年1月29日 午後1時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A302会議室	(1) パブリック・コメント結果について (2) 第2期ふじみ野市教育振興基本計画について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
令和元年度第8回ふじみ野市文化振興審議会	令和2年1月29日 午後5時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A201会議室	(1) 諮問審議 ふじみ野市文化施設管理運営計画(本編)について (2) 報告事項 新たな文化施設を考える市民ワークショップVOL.2の開催	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
令和元年度第4回ふじみ野市資料館運営協議会会議	令和2年1月31日 午後4時00分から	ふじみ野市立上福岡 歴史民俗資料館 研修 室	(1) ふじみ野市文化施設管理運営計画本編(案)について (2) 令和元年度事業報告(中間)について (3) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 (上福岡歴史民俗資料館)	
令和元年度第2回ふじみ野市都市計画審議会	令和2年1月31日 午後3時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 諮問1 都市計画マスタープラン (2) 諮問2 富士見都市計画生産緑地地区の変更 (3) 報告1 生産緑地法の改正について	公開	0	都市政策部 都市計画課	
第13回ふじみ野市地域公共交通活性化協議会	令和2年2月4日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 附属棟2階 E201会議室	(1) 平成30年度ふじみ野市地域公共交通活性化協議会決算について (2) 令和2年度ふじみ野市地域公共交通活性化協議会予算(案)について (3) 令和元年度の評価・検証について (4) アンケート結果について【報告】 (5) 市内循環ワゴンの今後の取り組みについて	公開	0	都市政策部 都市計画課	

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
令和2年第2回ふじみ野市国民健康保険運営協議会	令和2年2月6日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 審議事項 【第1号議案】 国民健康保険税の課税限度額等の改正について (2) 報告事項 赤字解消計画について	公開	0	市民生活部 保険・年金課	
令和元年度第3回ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	令和2年2月7日 午後4時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A302会議室	(1) パブリック・コメントの募集結果について (2) 第2期ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略原案の修正について (3) 第2期ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の答申(案)について (4) その他	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
令和元年度第3回ふじみ野市学校給食センター運営審議会	令和2年2月12日 午後3時45分から	なの花学校給食センター2階 会議室	学校給食費の改定について	公開	0	教育委員会 学校給食課	
令和元年度第6回ふじみ野市社会教育委員会	令和2年2月13日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 第4庁舎2階 D201会議室	(1) ふじみ野市文化施設管理運営計画(案)について (2) 社会教育委員活動の総括について (3) 次年度社会教育委員会議の活動計画について (4) その他	公開	2	教育委員会 社会教育課	
令和元年度第4回ふじみ野市立図書館協議会	令和2年2月17日 午後5時40分から	ふじみ野市立大井図書館 研修室	(1) 議題 ア 「ふじみ野市文化施設管理運営計画」について イ 「第三次ふじみ野市立図書館サービス計画」について ウ 「第三次ふじみ野市子ども読書活動推進計画」について (2) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 (大井図書館)	
令和2年第2回例ふじみ野市教育委員会	令和2年2月18日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 第4号議案 ふじみ野市教育振興基本計画を策定することについて (2) 第5号議案 ふじみ野市立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱の運用基準を定めることについて (3) 第6号議案 ふじみ野市立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の運用基準を定めることについて (4) 第7号議案 ふじみ野市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱の運用基準を定めることについて (5) 第8号議案 ふじみ野市学校運営協議会の設置について (6) 第9号議案 ふじみ野市学校運営協議会委員を任命することについて (7) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立図書館条例の一部を改正することについて) (8) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて) (9) 報告事項 ふじみ野市立図書館指定管理者との協定締結について (10) 報告事項 令和2年度ふじみ野市教育振興基本計画アクションプラン(案)について (11) ふじみ野市文化施設管理運営計画(案)について (12) 文化振興審議会に報告すべき社会教育委員会及び文化財保護審議会の会議内容について(文化施設管理運営計画(案)について) (13) 文化振興審議会に報告すべき図書館協議会の会議内容について(文化施設管理運営計画(案)について) (14) 文化振興審議会に報告すべき公民館運営審議会の会議内容について(文化施設管理運営計画(案)について) (15) 文化振興審議会に報告すべき資料館運営協議会の会議内容について(文化施設管理運営計画(案)について) (16) 第三次ふじみ野市立図書館サービス計画の策定について (17) 第三次ふじみ野市子ども読書活動推進計画の策定について	公開	0	教育委員会 教育総務課	

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
令和元年度第9回ふじみ野市文化振興審議会	令和2年2月19日 午後5時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A201会議室	(1) 報告事項 ふじみ野市文化施設管理運営計画(本編)について、教育委員会各委員会からの報告 (2) 諮問審議 ふじみ野市文化施設管理運営計画(本編)について	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
令和元年度第4回ふじみ野市文化財保護審議会	令和2年2月20日 午後2時30分から	ふじみ野市立上福岡 公民館3階 第3会議室	(1) 審議事項 「ふじみ野市として収集していくべき文化財資料の基準及び保存に関する基準について」の答申について (2) 報告事項 「ふじみ野市文化施設管理運営計画(案)」について	公開	0	教育委員会 社会教育課	
令和元年度ふじみ野市放課後子ども教室第3回運営委員会会議	令和2年2月21日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 第4 庁舎2階 D201会議室	(1) ふじみ野市放課後子ども教室事業実施要綱改正について (2) 埼玉県内市町村対象実施状況調査を踏まえた運営のあり方について (3) 放課後子ども教室 年間活動報告 (4) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
ふじみ野市地域福祉計画審議会	令和2年2月21日 午前9時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) ふじみ野市地域福祉計画に係る平成30年度取組み実績について (2) その他	公開	0	福祉部 福祉課	
令和元年度第4回ふじみ野市地域自立支援協議会	令和2年2月25日 午後2時00分から	ふじみ野市大井総合 支所1階 災害対策室	第2期障がい者プランに係るアンケート結果等について	公開	0	福祉部 障がい福祉課	
令和元年度第10回ふじみ野市文化振興審議会	令和2年3月2日 午後5時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A202会議室	(1) 諮問審議 ふじみ野市文化施設管理運営計画(本編)について (2) 最終答申 ふじみ野市文化施設管理運営計画(本編)について (3) 審議 ア 令和2年度 ふじみ野市文化芸術活動未来応援事業実績報告について イ 令和3年度 ふじみ野市文化芸術活動未来応援事業実施要項(案)について	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
令和元年度第3回ふじみ野市子ども・子育て会議	令和2年3月6日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 第2期ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画のパブリック・コメントについて (2) 第2期ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画最終案について	公開	0	子ども・元気健康部 子育て支援課	
ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会 令和元年度第2回会議	令和2年3月9日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 附属棟2階 E201会議室	(1) 諮問第3号 AI-OCRシステムの利用に伴うオンライン結合について (2) その他	公開	0	総務部 契約・法務課	
令和元年度第2回ふじみ野市立児童センター運営委員会	令和2年3月16日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A201会議室	(1) ふじみ野市立東児童センターについて ア 令和元年度事業報告・利用状況・利用者アンケート報告 イ 令和2年度事業計画(案) (2) ふじみ野市立西児童センターについて ア 令和元年度事業報告・利用状況・利用者アンケート報告 イ 令和2年度事業計画(案) (3) ファミリー・サポート・センターについて ア 令和元年度事業報告・活動状況報告 イ 令和2年度事業計画(案) (4) その他	公開	0	子ども・元気健康部 子育て支援課	

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
令和元年度第2回ふじみ野市上下水道審議会	令和2年3月24日 午前10時01分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 令和2年度ふじみ野市水道事業会計予算について (2) 令和2年度ふじみ野市下水道事業会計予算について	公開	0	都市政策部 上下水道課	
令和元年度第1回ふじみ野市総合教育会議	令和2年3月27日 午後5時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) ふじみ野市教育大綱の改定について (2) その他	公開	0	教育委員会 教育総務課	
			(1) 第7号議案 ふじみ野市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱の運用基準を定めることについて(再提案) (2) 議案第10号 令和2年度ふじみ野市教育振興基本計画アクションプランを策定することについて (3) 議案第11号 第三次ふじみ野市子ども読書活動推進計画を策定することについて (4) 議案第12号 第三次ふじみ野市立図書館サービス計画を策定することについて (5) 議案第13号 ふじみ野市教育委員会会計年度任用職員の報酬等に関する規則を定めることについて (6) 議案第14号 ふじみ野市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則を定めることについて (7) 議案第15号ふじみ野市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を定めることについて (8) 議案第16号ふじみ野市学校運営協議会規則の一部を改正することについて (9) 議案第17号 ふじみ野市教育相談室設置条例施行規則の一部を改正することについて (10) 議案第18号 ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正することについて (11) 議案第19号 ふじみ野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて (12) 議案第20号 ふじみ野市資料館条例施行規則の一部を改正することについて (13) 議案第21号 ふじみ野市社会教育指導員設置規則を廃止することについて (14) 議案第22号 ふじみ野市校内通信ネットワーク整備業務委託プロポーザル選定委員会設置規程を定めることについて (15) 議案第23号 ふじみ野市教育委員会決裁規程の一部を改正することについて (16) 議案第24号 ふじみ野市教育委員会文書規程の一部を改正することについて (17) 議案第25号 ふじみ野市教育委員会公印規程の一部を改正することについて (18) 議案第26号 ふじみ野市教育委員会公印規程の一部を改正することについて (19) 議案第27号 ふじみ野市教育委員会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正することについて (20) 議案第28号 ふじみ野市教育委員会職員被服等貸与規程の一部を改正することについて				

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
令和2年度第3回ふじみ野市総合教育会議	令和2年3月27日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	<p>(21) 議案第29号 ふじみ野市特別支援教育就学奨励費支給要綱を制定することについて</p> <p>(22) 議案第30号 ふじみ野市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正することについて</p> <p>(23) 議案第31号 ふじみ野市学び育ちサポーター設置要綱の一部を改正することについて</p> <p>(24) 議案第32号 ふじみ野市中学校教科補充講師設置要綱の一部を改正することについて</p> <p>(25) 議案第33号 ふじみ野市少人数指導支援員設置要綱の一部を改正することについて</p> <p>(26) 議案第34号 ふじみ野市放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正することについて</p> <p>(27) 議案第35号 ふじみ野市教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正することについて</p> <p>(28) 議案第36号 ふじみ野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正することについて</p> <p>(29) 議案第37号 ふじみ野市立図書館資料の複写事務取扱要綱の一部を改正することについて</p> <p>(30) 議案第38号 ふじみ野市教育委員会臨時の任用職員取扱要綱及びふじみ野市教育委員会嘱託員設置要綱を廃止することについて</p> <p>(31) 議案第39号 令和2年度ふじみ野市教育委員会職員人事について</p> <p>(32) 議案第40号 令和2年度ふじみ野市教育委員会工事計画を策定することについて</p> <p>(33) 議案第41号 ふじみ野市立小・中学校における働き方改革基本方針を定めることについて</p> <p>(34) 議案第42号 ふじみ野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱することについて</p> <p>(35) 議案第43号 ふじみ野市文化財保護審議会委員を委嘱することについて</p> <p>(36) 報告事項 ふじみ野市障がい者活躍推進計画を策定することについて</p> <p>(37) 報告事項 令和元年度ふじみ野市一般会計補正予算(第9号)について</p> <p>(38) 報告事項 令和2年度ふじみ野市一般会計予算について</p> <p>(39) 報告事項 令和2年第1回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について</p> <p>(40) 報告事項 ふじみ野市文化施設管理運営計画(本編)について(最終答申)及びパブリックコメントの結果について</p> <p>(41) 報告事項 ふじみ野市文化財保護審議会の答申について</p>	公開	0	教育委員会 教育総務課	

資 料

- 1 ふじみ野市情報公開条例
- 2 ふじみ野市個人情報保護条例
- 3 ふじみ野市審議会等の会議の公開に関する規則
- 4 ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会諮問、答申

○ふじみ野市情報公開条例

平成17年10月1日

条例第8号

改正 平成18年3月30日条例第17号

平成28年3月23日条例第9号

平成30年12月26日条例第44号

(目的)

第1条 この条例は、市民に対し情報の公開を求める権利を保障するとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加を促進し、もって透明性を確保した民主的市政の一層の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 情報 実施機関の職員が職務上、作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びにフィルム、磁気テープ等から出力され又は採録されたもので、決裁又は供覧等の手続が終了し、かつ、実施機関が管理しているものをいう。
- (3) 情報の公開 実施機関がこの条例の規定（第14条の規定を除く。）により、情報を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市民の情報の公開を求める権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、運用するとともに、情報の管理及び検索体制の確立に努めなければならない。

2 実施機関は、情報の公開に当たっては、個人に関する情報が保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に則して、適正に使用しなければならない。

(情報の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、情報の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る情報の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公開しないことができる情報)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該情報の公開をしないことができる。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができるものとされている情報

イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報であって、公開することが必要と認められるもの

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(3) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等（国又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。）の機関との間における審議、検討、調査研究等の意思決定過程における情報であって、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(4) 市の機関と国等の機関との間における協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの

(5) 市又は国等の機関が行う検査、監査、取締りの計画、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題、職員の身分取扱いその他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

(6) 犯罪の捜査及び予防、人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全と秩序の維持のため、公開しないことが必要であると認められる情報

(公開することができない情報)

第7条 実施機関は、法令等の規定により、明らかに公開することができないとされている情報が記録されているときは、当該情報の公開をしないものとする。

(情報の部分公開等)

第8条 実施機関は、公開の請求に係る情報に第6条又は前条に規定する情報が記録されている場合において、その部分を容易に、かつ、当該情報の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、第6条又は前条に規定する情報が記録されている情報であっても、期間の経過により第6条又は前条に該当しなくなったときは、当該情報の公開をしなければならない。

(請求方法)

第9条 第5条の規定により情報の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書により実施機関に請求しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 公開の請求に係る情報の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、前条の請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して15日以内に当該請求に対する可否の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条の規定により請求したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により情報の公開をしない旨の決定（第8条第1項の規定により、公開の請求に係る情報の一部を公開しないこととする場合を含む。以下「非公開決定」という。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該情報が期間の経過により公開することができるものであって、かつ、公開することができる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を併せて記載しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条に規定する請求書を受理した日の翌日から起算して60日を限度とし、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る情報に市以外のものに関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該市以外のものの意見を聴くことができる。

(情報の公開の実施及び方法)

第11条 実施機関は、前条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、公開の請求に係る情報を直接公開することにより、当該情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該情報の写しにより情報の公開をすることができる。

(手数料等)

第12条 情報の公開に係る手数料は、別表に定めるとおりとする。

2 情報の公開に係る手数料の徴収、その時期、還付及び減免並びに郵送料については、ふじみ野市手数料条例(平成17年ふじみ野市条例第50号)第3条、第4条、第7条及び第8条の規定を準用する。

3 本条の規定は、第14条の規定により情報の閲覧又は写しの交付を行う場合について準用する。

(平28条例9・一部改正)

(審査請求)

第13条 請求者は、第10条第1項の決定に対して不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により審査請求をすることができる。ただし、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

2 実施機関は、前項の審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法であることを理由として却下するとき、又は非公開決定を取り消すときを除き、遅滞なくふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

3 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の規定による弁明書の写しを添えてしなければならない。

(平28条例9・一部改正)

(情報の任意的公開)

第14条 実施機関は、第5条の規定により情報の公開を請求することができるもの以外のものから情報の公開の申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、この条例の適用を受ける情報以外の情報の閲覧又は写しの交付の申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第15条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者が管理する同法第244条第1項に規定する公の施設に関する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導

に努めるものとする。

(平18条例17・追加)

(情報の検索資料の作成等)

第16条 実施機関は、情報の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(平18条例17・旧第15条繰下)

(情報の整備等及び制度の改善)

第17条 実施機関は、情報の整備、情報の公開手続等の迅速化その他この条例に基づく事務の公正かつ能率的な運営を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の規定により情報の公開に関する制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。

(平18条例17・旧第16条繰下)

(運用状況の公表)

第18条 実施機関は、毎年度、この条例による情報の公開の運用状況を公表するものとする。

(平18条例17・旧第17条繰下)

(他の制度等との調整)

第19条 この条例は、法令又は他の条例等の規定により、情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又は謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、図書館等の施設において市民の利用に供することを目的として管理している文書、図書等については、適用しない。

(平18条例17・旧第18条繰下)

(情報の提供)

第20条 実施機関は、この条例の定めるところにより情報の公開を行うほか、市政に関する情報を市民に積極的に提供するよう努めるものとする。

(平18条例17・旧第19条繰下)

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(平18条例17・旧第20条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機

関が作成し、又は取得した情報について適用する。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例は、合併前の上福岡市及び大井町から承継された情報（以下「承継情報」という。）については、適用しない。

（承継情報の任意的公開）

- 4 実施機関は、承継情報の公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

- 5 承継情報の公開については、第12条及び第14条の規定を準用する。

（経過措置）

- 6 施行日の前日までに、合併前の上福岡市情報公開条例（平成9年上福岡市条例第19号）又は大井町情報公開条例（平成11年大井町条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後のふじみ野市情報公開条例第12条の規定は、この条例の施行の日以後の公開の決定について適用し、同日前にした公開の決定については、なお従前の例による。

附 則（平成30年条例第44号）

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

別表（第12条関係）

（平28条例9・追加、平30条例44・一部改正）

交付の方法	種別	金額
1 書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円
	カラー	用紙1枚につき50円
2 電磁的に記録された事項を用紙に出力したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円
	カラー	用紙1枚につき50円
3 電磁的記録媒体に複写したものの交付		電磁的記録媒体1枚につき100円

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列3番又はA列4番とする。

- 2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

○ふじみ野市個人情報保護条例

平成17年10月1日

条例第9号

改正 平成18年3月30日条例第18号

平成27年9月30日条例第36号

平成28年3月23日条例第9号

平成30年12月26日条例第44号

(目的)

第1条 この条例は、市の実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利及び利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、ふじみ野市情報公開条例（平成17年ふじみ野市条例第8号）第2条第2号に規定する情報に記録されているものに限る。
- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。
- (6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、ふじみ野市情報公開条例第2条第2号に規定する情報に記録されているものに限る。
- (7) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を

用いて検索することができるように体系的に構成したもの
イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(8) 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。

(9) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが実施機関に個人情報の保管等をされている者をいう。

(10) 事業者 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体及び事業を営む個人をいう。

（平27条例36・一部改正）

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関及び市が出資する法人で規則で定めるものは、個人情報の保管等をするときは、市民等の基本的人権に対する侵害を防止するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職を含む。以下同じ。）は、職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報の保管等を行うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、その取扱いについて厳正な保護措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、個人情報の保護の重要性を認識し、条例により保障された権利の行使を正当に行うとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（個人情報の保管等の一般的制限）

第6条 実施機関は、個人情報の保管等を行うときは、その所掌する事務の目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる個人情報の保管等をしてはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、又は正当な行政執行に関連してその権限の範囲内において行われるときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報

(2) 犯罪に関する個人情報

(3) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関がふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、個人情報の保管等を行わないことが適当であると認めた個人情報

（業務の登録等）

第7条 実施機関は、個人情報の保管等に係る業務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を登録し、市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報の記録の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録の内容
- (4) 個人情報の対象となる個人の範囲
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の登録に係る業務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に通知するとともに、その内容を公表しなければならない。

(収集方法の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、収集の目的を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接これを収集しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づき収集するとき。
- (3) 人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 公表された事実であるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前項の規定により、個人情報を本人以外のものから収集したときは、規則で定める場合を除き、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。

4 本人又はその代理人により、法令等の規定による申請その他これに類する行為が行われたときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(適正維持管理)

第9条 実施機関は、個人情報の適正な維持及び管理を行うために、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報をその利用目的に照らして正確かつ最新なものとする事。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、損傷その他の事故を防止すること。

2 実施機関は、管理している個人情報が不要でなくなったときは、当該個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定による事務を処理させるため、個人情報取扱責任者を設置しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、第7条第1項の規定により登録した利用目的の範囲を超えて保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の利用（次項において「目的外利用」という。）をし、又は実施機関以外のものに対して保有個人情報の提供（次項において「外部提供」という。）をしてはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害しないと認めたとき。

3 実施機関は、前項の規定により目的外利用等を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、市長に届け出なければならない。

(1) 目的外利用等を行った保有個人情報の記録の名称

(2) 目的外利用等を行った理由

(3) 目的外利用等を行った保有個人情報の記録の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

4 実施機関は、第2項第3号の規定により目的外利用等を行ったときは、速やかにその事実を当該本人に通知するとともに、審議会に通知しなければならない。

(平27条例36・一部改正)

(保有特定個人情報の利用の制限)

第10条の2 実施機関は、利用目的の範囲を超えて保有特定個人情報の利用をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用することができる。

(平27条例36・追加・一部改正)

(保有特定個人情報の提供の制限)

第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、実施機関以外のものに対して保有特定個人情報の提供をしてはならない。

(平27条例36・追加)

(電子計算組織の結合の禁止)

第11条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するに当たって

は、実施機関以外の電子計算組織と通信回線等による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて、特に必要があると認めたとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により通信回線等による結合を行った場合において、情報の漏えい、改ざん等により個人情報に重大な影響を及ぼすと認めたときは、直ちに通信回線等の一時停止等の措置（当該通信回線等の切断を含む。）をしなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により通信回線等の一時停止等を行った場合において、接続先機関の電子計算組織が個人情報の保護のために必要な措置を講じていると認められるときは、当該通信回線等を復旧することができる。

4 実施機関は、第2項の規定により通信回線等の一時停止等を行った場合は、必要な事項を審議会に報告しなければならない。

（開示の請求等）

第12条 市民等は、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報（以下「自己情報」という。）の閲覧又は写しの交付（以下「開示」という。）を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人（以下「未成年者等」という。）の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、本人の委任による代理人を含む。）又は実施機関が特別の理由があるものとして規則で定める代理人（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって前項の開示を請求することができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものであるときは、本人の同意を得なければならない。

3 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報については、開示をしないことができる。

(1) 個人の評価、判定、指導、選考等に関する情報であって、本人に開示することにより、当該評価、判定、指導、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(2) 本人に開示することにより、実施機関の公正かつ適正な職務執行が著しく妨げられると認められるもの

(3) 未成年者等の法定代理人等による開示請求がなされた場合であって、開示することにより、当該未成年者等に不利益が及ぶと認められるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、開示しないことが適当であると認めたもの

4 実施機関は、開示の請求に係る自己情報の一部に前項各号のいずれか又は次条に該当する自己情報が記録されている場合において、その部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該自己情報の開示をしなければならない。

5 実施機関は、第3項各号又は次条に該当する自己情報であっても、期間の経過により、当該自己情報が第3項各号のいずれか及び次条に該当しなくなったときは、当該自己情報の開示をしなければならない。

6 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えることにより不開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(平27条例36・一部改正)

(開示することができない個人情報)

第13条 実施機関は、法令等の規定により、明らかに開示することができないとされている保有個人情報が記録されているときは、当該保有個人情報の開示をしないものとする。

(平27条例36・一部改正)

(訂正を請求する権利)

第14条 市民等は、自己情報の記録について事実の記載に誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該記載の訂正を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、訂正の請求について準用する。

(削除を請求する権利)

第15条 市民等は、実施機関が第6条の規定による制限を超え、又は第8条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己情報(保有特定個人情報を除く。次条において同じ。)が収集されたときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、削除の請求について準用する。

(平27条例36・一部改正)

(利用の停止を請求する権利)

第16条 市民等は、実施機関が第10条第1項又は第2項の規定によらないで自己情報の目的外利用等をしていると認めるとき、又はしようとしていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の利用の停止を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、利用の停止の請求について準用する。

(平27条例36・一部改正)

(保有特定個人情報の削除又は利用の停止を請求する権利)

第16条の2 市民等は、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用の停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する場合 当該保有特定個人情報の削除又は利用の停

止

ア 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき。

イ 第10条の2の規定に違反して利用されているとき。

ウ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

エ 番号法第28条の規定に違反して作成された保有特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 第12条第2項の規定は、保有特定個人情報の利用の停止の請求について準用する。

（平27条例36・追加・一部改正）

（請求方法）

第17条 第12条第1項の規定による自己情報の開示、第14条の規定による自己情報の記載の訂正、第15条の規定による自己情報の削除、第16条の規定による自己情報の目的外利用等の利用の停止又は前条の規定による保有特定個人情報の削除若しくは利用の停止（以下「自己情報の開示、訂正等」という。）を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書により実施機関に請求しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る自己情報の記録の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 自己情報の開示、訂正等を請求しようとする者は、自己が当該請求に係る自己情報の本人又は法定代理人等であることを確認するために必要な書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

（平27条例36・平30条例44・一部改正）

（請求に対する決定等）

第18条 実施機関は、前条第1項の請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して、開示の請求にあつては15日以内に、訂正、削除又は目的外利用等の利用の停止の請求にあつては30日以内に、当該請求に対する可否の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、請求した者（以下「請求者」という。）に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 前項の場合において、請求に係る自己情報の全部又は一部について開示、訂正、削除又は目的外利用等の利用の停止をしない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該自己情報の記録が期間の経過により開示できるものであつて、かつ、開示することができる

期日を明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

- 4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条第1項に規定する請求書を受理した日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を通知しなければならない。

(平27条例36・一部改正)

(自己情報の提供先への通知)

- 第18条の2 実施機関は、前条の規定により自己情報の全部若しくは一部を訂正し、又は削除した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(平27条例36・追加・一部改正)

(開示等の実施及び方法)

- 第19条 実施機関は、第18条第1項の規定により自己情報の開示をする旨の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該自己情報(磁気テープその他これに類するものについては、当該自己情報から出力又は採録したもの)の開示をしなければならない。

- 2 実施機関は、開示の請求に係る自己情報を直接開示することにより、当該自己情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該自己情報の写しにより開示をすることができる。

- 3 開示の請求者は、当該開示に係る自己情報の本人又はその法定代理人等であることの確認を受けるために必要な書類で実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

- 4 実施機関は、第18条第1項の規定により請求に係る訂正、削除又は目的外利用等の利用の停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該自己情報の記載の訂正、削除又は目的外利用等の利用の停止をしなければならない。

(平27条例36・一部改正)

(手数料等)

- 第20条 自己情報の開示、訂正等に係る手数料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 自己情報の開示、訂正等に係る手数料の徴収、その時期、還付及び減免並びに郵送料については、ふじみ野市手数料条例(平成17年ふじみ野市条例第50号)第3条、第4条、第7条及び第8条の規定を準用する。

(平28条例9・一部改正)

(審査請求)

- 第21条 請求者は、第18条第1項の決定に対して不服があるときは、行政不

服審査法（平成26年法律第68号）の規定により審査請求をすることができる。ただし、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

2 実施機関は、前項の審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なくふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

3 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の規定による弁明書の写しを添えてしなければならない。

（平28条例9・一部改正）

（事務の委託）

第22条 実施機関は、個人情報の処理業務を外部に委託しようとするときは、当該業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

（平18条例18・一部改正）

（受託者の義務）

第23条 受託者は、受託した業務（以下「受託業務」という。）の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 前項に規定する受託業務に従事している者は、当該受託業務に関して知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その業務が終了した後も、同様とする。

（指定管理者の義務）

第24条 指定管理者は、公の施設の管理の業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 前項に規定する管理の業務に従事している者は、当該管理の業務に関して知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その業務が終了した後も、同様とする。

（平18条例18・追加）

（出資法人の義務）

第25条 市が出資する法人で規則で定めるものがこの条例に規定する個人情報の保管等をするときは、当該個人情報の適正な取扱いに関し、必要な範囲内で実施機関に準じた保護措置を講ずるものとする。

（平18条例18・旧第24条繰下）

（国等への要請）

第26条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

(平18条例18・旧第25条繰下)

(検索資料の作成等)

第27条 実施機関は、保有個人情報の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(平18条例18・旧第26条繰下、平27条例36・一部改正)

(運用状況の公表)

第28条 実施機関は、毎年度、この条例による自己情報の開示、訂正等の運用状況を公表するものとする。

(平18条例18・旧第27条繰下)

(他の制度等との調整)

第29条 この条例は、法令又は他の条例等の規定により自己情報の開示、訂正等の請求ができる保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が市民の利用に供することを目的として管理している保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）が記録されている文書、図書等については、適用しない。

(平18条例18・旧第28条繰下、平27条例36・一部改正)

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(平18条例18・旧第29条繰下)

(罰則)

第31条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第23条第1項の受託業務若しくは指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第7号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の罰金刑を科する。

4 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識すること

ができない方式で作られた記録をいう。)を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 5 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(平18条例18・旧第30条繰下・一部改正、平28条例9・平30条例44・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、合併前の上福岡市及び大井町(以下これらを「合併関係市町」という。)から承継された個人情報については、この条例の相当規定により収集されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併関係市町において行われていた個人情報の処理で、この条例の施行の際、実施機関が引き続き行うものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日の前日までに、合併前の上福岡市個人情報保護条例(平成9年上福岡市条例第20号)又は大井町個人情報保護条例(平成16年大井町条例第17号)(以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、第7条第1項の規定中「を開始しようとするときは、」とあるのは「について、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、同条の規定を適用する。
- 6 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第36号)

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成28年条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 3 第2条の規定による改正後のふじみ野市個人情報保護条例第20条の規定は、この条例の施行の日以後の自己情報の開示、訂正等の決定について適用し、同日前にした自己情報の開示、訂正等の決定については、なお従前の例による。

附 則(平成30年条例第44号)

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

別表（第20条関係）

（平28条例9・追加、平30条例44・一部改正）

交付の方法	種別	金額
1 書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円
	カラー	用紙1枚につき50円
2 電磁的に記録された事項を用紙に出力したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円
	カラー	用紙1枚につき50円
3 電磁的記録媒体に複写したものの交付		電磁的記録媒体1枚につき100円

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列3番又はA列4番とする。
- 2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

○ふじみ野市審議会等の会議の公開に関する規則

平成22年2月9日

規則第3号

改正 平成22年3月16日規則第4号

平成24年3月26日規則第22号

平成26年3月24日規則第18号

平成28年3月24日規則第16号

平成30年10月31日規則第43号

(目的)

第1条 この規則は、審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、もって市民の知る権利の確保に資するとともに、開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 この規則の対象とする会議（以下「審議会等」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により市長その他の執行機関（以下「実施機関」という。）に設置された審議、審査、調査又は調停を行う審議会、審査会等の会議

(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が市民、学識経験者等の意見等を市政に反映させることを目的として設置する審議会、調査会、協議会等の会議

(平22規則4・全改)

(会議の公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

第4条 前条の規定にかかわらず、審議会等の長は、会議に諮り、審議等の内容が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の全部又は一部を非公開にすることができる。

(1) ふじみ野市情報公開条例（平成17年ふじみ野市条例第8号）第6条各号に定める非公開情報に該当する事項

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な会議の運営が阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる事項

(会議の開催の事前公表)

第5条 実施機関は、審議会等の会議の日時、場所等をあらかじめ公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

2 前項に規定する審議会等の会議の開催の事前公表は、当該会議を開催する日の7日前までに、次に掲げる事項を、別表に掲げる場所に掲示するとともに市ホームページに掲載することにより行うものとする。

- (1) 会議の名称
 - (2) 会議の開催日時及び開催場所
 - (3) 傍聴人の受付時間
 - (4) 会議の議題
 - (5) 会議の公開又は非公開の別
 - (6) 会議の非公開理由
 - (7) 会議を傍聴できる者の定員
 - (8) 会議の傍聴手続
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 審議会等の庶務を処理する課等は、会議開催のお知らせ（様式第1号）を当該会議を開催する日の14日前までに、契約・法務課長に提出しなければならない。

（平24規則22・平26規則18・平28規則16・一部改正）

（会議の傍聴）

第6条 何人も、第4条の規定により審議会等の会議が非公開とされたときを除き、実施機関の定めるところにより、審議会等の会議を傍聴することができる。

2 審議会等の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、会場の秩序維持に関し審議会等の長の指示に従わなければならない。

3 傍聴人の定員は、会議の都度、審議会等の長が別に定める。

4 傍聴人は、先着順により決定する。ただし、傍聴を希望する者が、前項の定員を超える場合であって、審議会等の長が必要と認めるときは、抽選によることができる。

5 傍聴人の傍聴受付開始時間は、会議開会時刻の15分前からとし、会議開会中は、随時、傍聴人の受付を行うものとする。

（傍聴人の義務）

第7条 傍聴人は、次に掲げる事項を含む実施機関が定める傍聴要領を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議場において発言をしないこと。

(3) みだりに席を離れないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) はち巻、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。

(6) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。

(7) 会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の長が特別の理由により承認した行為は、この限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げになるよ

うな行為をしないこと。

2 傍聴人は、第4条の規定により審議会等の会議が非公開とされたときは、速やかに退場しなければならない。

3 審議会等の長は、傍聴人が前2項の規定に違反するときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供等)

第8条 審議会等の会議が公開されるときは、実施機関の定めるところにより会議資料（ふじみ野市情報公開条例第6条各号に該当する情報が記載されている部分を除く。）を傍聴人に提供し、又は傍聴人の閲覧に供しなければならない。

2 前項に規定する会議資料の提供は、審議会等の構成員と同様に傍聴人に配布することにより行うものとする。ただし、会議資料のうち、図面、地図、写真、報告書等については、当該会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、傍聴人の閲覧に供することにより行うことができる。

(会議録の作成)

第9条 実施機関は、審議会等の会議について会議録を作成しなければならない。

2 会議録の作成は、法令、条例、規則その他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

3 前項に規定する会議録には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の名称

(2) 会議の開催日時及び開催場所

(3) 出席した者の氏名

(4) 会議の議題

(5) 会議の公開又は非公開の別

(6) 会議の非公開の理由

(7) 傍聴人の数

(8) 会議の内容

(9) 前各号に掲げるもののほか、審議会等の長が必要と認める事項

4 会議録は、特に詳細な記録が必要な場合を除くほか、要点筆記を原則とし会議録（様式第2号）によるものとする。

(平30規則43・一部改正)

(会議録の写しの閲覧)

第10条 実施機関は、審議会等が公開した会議に係る会議録（第4条の規定により非公開とされた事項が記録されている部分を除く。）の写しを閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、会議録が公開された会議に係るものであるときは、当該会議を開催した日から原則14日以内に、その写し及び第8条に規定する会議資料の写しを、所管課に備え置くとともに市ホームページへ掲載依頼することにより、

当該会議録に係る会議を開催した年度の翌年度末まで閲覧に供しなければならない。

(会議開催結果の報告)

第11条 開催されたすべての審議会等は、会議終了後、速やかに審議会等の会議の開催結果について(様式第3号)を作成し、契約・法務課長へ報告するものとする。

(平24規則22・平26規則18・一部改正)

(運用状況の公表)

第12条 市長は、この規則の各実施機関における運用状況を取りまとめ、毎年度公表するものとする。

2 前項に規定する運用状況の公表は、年度ごとに、次に掲げる事項について取りまとめ、市広報及び市ホームページに掲載することにより行うものとする。

- (1) 会議の開催数
- (2) 公開した会議の開催数
- (3) 非公開とした会議の開催数
- (4) 傍聴人の数
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、会議の公開に関する事務に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第22号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第18号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

(平28規則16・追加)

ふじみ野市役所
ふじみ野市大井総合支所
ふじみ野市役所出張所

ふじみ野市立上福岡図書館
ふじみ野市立大井図書館
ふじみ野市立大井中央公民館
ふじみ野市立上福岡公民館
ふじみ野市立上福岡西公民館

様式第2号（第9条関係）

会議録

会議の名称				
開催日時	年 月 日 ()			
	開会時刻	午前・午後	時	分
	閉会時刻	午前・午後	時	分
開催場所				
出席した者の氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
会議の議題				
会議の公開又は非公開の別	公開・非公開			
会議の非公開の理由				
傍聴人の数	人			
会議の内容	別紙のとおり			
会議資料	別添のとおり			
事務局	部 課			
議事の確定	確定年月日	年 月 日		
	記名押印 又は署名	役職名 ㊟ ※自署の場合は、押印不要です。		

様式第3号(第11条関係)

事務連絡
年 月 日

契約・法務課長 様

長

会議の開催結果について(報告)

会議結果について、下記のとおり報告します。

記

1 会議の名称等

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所

2 会議の議題及び公開・非公開の別

- (1) 公開・非公開()
- (2) 公開・非公開()
- (3) 公開・非公開()

※非公開の場合のみ()内にその理由を書いてください。

3 傍聴者の人数

人

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第9条関係）

（平30規則43・全改）

様式第3号（第11条関係）

（平24規則22・平26規則18・一部改正）

ふ 契 第 4 0 5 号
令和元年9月13日

ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会 会長 様

ふじみ野市長 高 畑 博

電子計算組織の通信回線による結合について（諮問）

このことについて、ふじみ野市個人情報保護条例（平成17年ふじみ野市条例第9号）第11条第1項第2号の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

なお、答申は、令和元年11月8日までに行ってください。

記

諮問事項

諮問第1号

PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）を利用して個人情報を処理するにあたり、通信回線によりデータセンターに個人情報を保存することについて

諮問第2号

児童虐待情報共有システムを利用して個人情報を処理するにあたり、通信回線により要保護児童等に関わる機関において情報共有をすることについて

ふ 契 第 8 1 6 号
令和 2 年 2 月 2 5 日

ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 澁谷 弘次 様

ふじみ野市長 高 畑 博

電子計算組織の通信回線による結合について（諮問）

このことについて、ふじみ野市個人情報保護条例（平成17年ふじみ野市条例第9号）第11条第1項第2号の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

なお、答申は、令和2年3月31日までに行ってください。

記

諮問事項

諮問第3号

A I - O C R システムの利用に伴うオンライン結合について

ふ情運審第1号
令和元年11月8日

ふじみ野市長 高 畑 博 様

ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 澁 谷 弘 次

電子計算組織の通信回線による結合について（答申）

令和元年9月13日付けふ契第405号で意見を求められたことについて、当審議会の意見は、下記のとおりである。

記

1 諮問された事項

諮問第1号

PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）を利用して個人情報を処理するに当たり、通信回線によりデータセンターに個人情報を保存することについて

諮問第2号

児童虐待情報共有システムを利用して個人情報を処理するに当たり、通信回線により要保護児童等に関わる機関において情報共有をすることについて

2 当審議会の意見

諮問第1号及び第2号については、安定した効率の良い行政運営に寄与するものであり、現代において必要な措置であると認め、これを承認する。

なお、諮問第1号の実施に当たっては、個人情報の管理をする「データセンター」の受託先について市として安全性を把握し、個人情報の保護に万全を期するよう要請する。

ふ情運審第3号
令和2年3月31日

ふじみ野市長 高 畑 博 様

ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 澁 谷 弘 次

電子計算組織の通信回線による結合について（答申）

令和2年2月25日付けふ契第816号で意見を求められたことについて、当審議会の意見は、下記のとおりである。

記

1 諮問された事項

諮問第3号

AI-OCRシステムの利用に伴うオンライン結合について

2 当審議会の意見

諮問第3号について、これを承認する。

なお、実施に当たっては、次の事項に留意し個人情報の保護に係る安全対策に万全の措置を講じるよう要請する。

- (1) AI-OCRシステムによりデジタルデータ化された文字の誤り等に対する担当部局における見直し体制を構築すること。
- (2) 当該個人情報を取扱う市職員に対して、ふじみ野市個人情報保護条例等の例規及びふじみ野市情報セキュリティポリシー等の通達の個人情報保護に関する規定を遵守するよう指導監督し、個人情報の漏えい事故が発生しないよう徹底すること。

